

# 第5次弟子屈町総合計画

## 後期実行計画

平成29年3月  
弟子屈町



# 目 次

◎成果指標・協働方針について .....	1
◎重点プロジェクトについて .....	3
<b>基本目標1 人と自然が共生するまちづくりを進めます .....</b>	<b>6</b>
まちづくりの柱 1-1 自然環境の保全と活用 .....	6
まちづくりの柱 1-2 循環型社会の構築 .....	12
<b>基本目標2 まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進めます .....</b>	<b>18</b>
まちづくりの柱 2-1 観光と農業を柱とした地域活性化の推進 .....	18
まちづくりの柱 2-2 雇用・新産業の創出 .....	22
まちづくりの柱 2-3 足腰の強い産業育成 .....	26
<b>基本目標3 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます .....</b>	<b>40</b>
まちづくりの柱 3-1 保健医療体制の充実 .....	40
まちづくりの柱 3-2 地域福祉の充実 .....	46
まちづくりの柱 3-3 子育て支援 .....	55
まちづくりの柱 3-4 生活基盤の向上 .....	62
まちづくりの柱 3-5 安全・安心の確保 .....	71
<b>基本目標4 豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりを進めます .....</b>	<b>78</b>
まちづくりの柱 4-1 学校教育の充実 .....	78
まちづくりの柱 4-2 社会教育活動の推進 .....	89
まちづくりの柱 4-3 文化・スポーツ活動の推進 .....	93
<b>基本手段5 まちづくりに興味と関心を持ち、行動する人を育てる仕組みを作ります .</b>	<b>99</b>
まちづくりの柱 5-1 人材育成・人づくり・人材の確保 .....	99
まちづくりの柱 5-2 まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援 ...	103
<b>基本手段6 誰でもまちづくりに参加することができる場や体制を作ります .....</b>	<b>109</b>
まちづくりの柱 6-1 とともに汗をかき進めるまちづくり .....	109
まちづくりの柱 6-2 時代に即し、透明度の高い行政運営 .....	115



# ◎成果指標・協働方針について

## 成果指標とは

総合計画では、地域コンセプトの実現や基本目標の達成に向かって様々な政策や施策に取り組みますが、この第5次計画ではPDCAサイクル（巻末の用語解説参照）の導入により、計画の達成度を検証するなどの行政評価制度を取り入れることとしています。

この「評価」を行うにあたり、計画目標の達成度を測る物差しとして『成果指標』を設定します。（成果指標は評価基準の一つとして重視しますが、成果指標が全てではありません。様々な視点からの評価が必要です。）

また、「そもそも何を目標に活動してよいか分からなくなる」といった問題を回避するためにも、成果指標は一つの有効な手がかりとなります。

成果指標は常に点検・評価を行い、必要があれば改善し、あらためて計画に反映するものとします。

また、平成27年度の間値を用いて、下記の基準で中間評価を実施しています。

◎：中間目標を達成

○：中間目標を達成していないが、策定時よりは向上

△：中間目標を達成しておらず、策定時から横ばい

×：中間目標を達成しておらず、策定時よりも悪化

## 成果指標の見方

成果指標の項目は、大きく分けて

①目標の達成度や状態を、数値や言葉で表す客観的な指標

②アンケート等で間接的に町民の満足度を測る指標

の2種類があります。

また、具体的な目標値を設定するのが難しいと判断した指標については、下記のように「矢印」で表しています。

 上昇  下降  維持

満足度については、平成22年および中間年の平成28年に実施した町民アンケートにおける町民満足度調査の結果を点数化しています。

（例）

回答結果	回答数	構成比 (%)	数値化 (※)
1. 大変満足である	4	0.7	400
2. 満足である	25	4.8	1,875
3. ふつう	345	65.6	17,250
4. あまり満足ではない	110	20.9	2,750
5. 満足でない	42	8.0	0
合計	526	100	22,275

22,275点÷526人=42点

※「1. 大変満足である」が100点、以下2が75点、3が50点、4が25点 5が0点で計算。

## 協働とは

従来より「行政が担うもの」と考えられてきた公共的な取組については、社会環境の変化や価値観の多様化などにより課題の複雑化が進んでいます。

もはや行政主体では的確に対応できなくなっている取組を町民や企業、自治会などの多様な主体が活動範囲を広げ連携し、それぞれが役割を担いながら地域を支えていくことが「協働」の概念です。逆に、行政の側がもっと深く町民や企業、自治会などの活動範囲に関わっていくべき役割もあるでしょう。

協働の意識を高めることによって多くの町民が地域の活動に深くかかわり、まちの活性化につなげていくことが一番の狙いです。

福祉、子育て、防災、防犯、市街地の活性化、公共施設の維持管理などは、特に協働の意識を強く高めていくことが求められています。

## 第5次総合計画における協働の位置づけ

第5次総合計画では、まず前期計画の5年間で協働の意識をしっかりと地域に根付かせ、10年後には協働の取組が活発化していることを目指します。

協働については、まだ町民全体で議論がしっかりとされている状況にはなく、今回の第5次計画で協働を目指す内容を決めるのは行政の側だけの一方的な判断になっています。本計画では町民の方々に協働を意識していただく最初のきっかけとして、あくまで現段階での行政側の考えを示しています。また、行政職員の協働に対する意識を高める狙いもあります。

今後は町民参加による行政評価など様々な場面で、まちづくりを効果的に進めるための協働の役割等、本計画による協働方針を土台として行政と町民による議論を深めていくこととなります。

## 協働のレベルについて

A・Bの2段階レベルで設定しています。厳密にレベル分けできる性質のものではありませんが、協働方針についての現段階での行政の考え方をイメージ出来るような表現としています。

第5次計画の前期5年間の中で、多くの町民の皆さんに「協働」への理解を深めてもらうことが主たる目的であり、決して本計画により将来にわたるまでの方針を決定付けているものではありません。

### 主な協働方針の取組

A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

## ◎重点プロジェクトについて

基本構想の「Ⅳ 重点プロジェクト」に該当する各施策は以下のとおりです。

実行計画の「施策メニュー」欄で、該当する施策に★・●・◆の記号を付しています。

- ★・・・重点プロジェクト1 「地域活性化プロジェクト」
- ・・・重点プロジェクト2 「人材育成プロジェクト」
- ◆・・・重点プロジェクト3 「安心生活プロジェクト」

### ★重点プロジェクト1：水と森と人がつくる「地域活性化プロジェクト」 ～地域資源を活かした地域活性化の推進～

弟子屈の財産である「水」と「森」、そして「人」によって展開される「地域活性化プロジェクト」を推進します。摩周湖や屈斜路湖をはじめとした豊かな自然環境などの地域資源を適正な保護と活用を目的としたゾーニングなどにより適切に保全し、調和を図りながら健全な活用を進めます。さらに、豊富な温泉・地熱などを利用した再生可能エネルギーの活用や、基幹産業である農業と観光業の発展的な連携や特産品開発、そしてこれらの町外に向けた積極的な発信などを推進し、産業の活性化や新たな雇用の創出につなげ、まちの活力・活気を生み出します。

後期実行計画での主な対象施策の例示（施策の主な内容と施策コード）

- ・ 適正な保護と活用のゾーニング（1-1-1）
- ・ エコツーリズムの推進（1-1-1）
- ・ 再生可能エネルギーの活用（1-2-1）
- ・ 温泉・地熱の活用（1-2-1）
- ・ 地域産業間の連携を強める取組（2-1-1）
- ・ 地域ブランドの開発やPR（2-1-1）
- ・ 企業振興などによる就労場所の確保（2-2-1）
- ・ 国有林・民有林を含めた森の有効活用（2-3-2）
- ・ 広報活動の充実（6-2-1）

## ●重点プロジェクト2：これからの弟子屈を担う「人材育成プロジェクト」 ～人材育成の推進～

地域の魅力を高め、まちづくりや地域活性化を進める、これからの弟子屈を担う「人材育成プロジェクト」を推進します。豊かな自然環境や地球環境に正しい理解がある人材の育成や地域活性化を支える農業や林業、商工業の担い手、地域の魅力や良さを町外や観光客に伝え案内できるガイドなど、様々な地域づくりの担い手の育成とそれらのネットワーク形成、しくみづくりを推進します。また、人口減少・少子高齢化が進展する中で、ふるさとの弟子屈をよく知り、行動することができる、これからの弟子屈町を担う人材の育成を推進します。

### 後期実行計画での主な対象施策の例示（施策の主な内容と施策コード）

- ・ 保全と活用の担い手の育成（1-1-1）
- ・ 農業の担い手の育成（2-3-1）
- ・ 林業の担い手の育成（2-3-2）
- ・ 商工業の担い手の育成（2-3-3）
- ・ 観光産業の担い手の育成（2-3-4）
- ・ ふるさと学習の推進（4-1-1）
- ・ 高等学校への支援（4-1-2）
- ・ 地域づくりの担い手の育成（5-1-1）
- ・ 人材が活躍できる仕組みづくり（5-2-1）
- ・ 人・団体・地域のネットワーク形成（5-2-1）
- ・ 地域活動の活性化（6-1-1）
- ・ 職員育成と能力向上（6-2-2）



## ◆重点プロジェクト3：弟子屈に暮らし続けることができる「安心生活プロジェクト」 ～総合的な定住対策の推進～

少子高齢化社会を直視し、子どもや高齢者をはじめ町民誰もが安全で安心して暮らし続けることができる、暮らしやすいまちを目指した「安心生活推進プロジェクト」を推進します。安心できる医療・福祉や日々の生活における生きがいつくり、利便性が確保された買い物や日常の生活交通の確保維持、高齢者や障がい者にとって暮らしやすい住宅づくりなどを推進します。さらに、弟子屈町で安心して子育てができるための基盤整備や防災対策の推進など、関連分野を幅広く横断する、総合的な定住対策を推進します。

### 後期実行計画での主な対象施策の例示（施策の主な内容と施策コード）

- ・ 3Rの推進と適正な廃棄物処理（1-2-2）
- ・ 地域商工業の振興（2-3-3）
- ・ 医療体制・連携の維持強化（3-1-2）
- ・ 地域の支えあい体制の構築と人材育成（3-2-1）
- ・ 高齢者の地域生活支援（3-2-2）
- ・ 障がい者の地域生活支援（3-2-3）
- ・ 妊娠・出産の支援（3-3-1）
- ・ 家庭での子育て支援の確立（3-3-1）
- ・ 児童の放課後活動の充実（3-3-2）
- ・ 魅力的で暮らしやすい街並み形成（3-4-2）
- ・ 公共交通の維持（3-4-2）
- ・ 救急体制の充実（3-5-2）
- ・ 防災対策の推進（3-5-2）
- ・ 交流人口の拡大と定住の推進（5-2-2）

# 基本目標 1 人と自然が共生するまちづくりを進めます

## 環 まちづくりの柱 1-1 自然環境の保全と活用

施策 1-1-1 守る自然と活用する自然との調和

1-1-2 適切な風景形成の推進

### 【現状と課題】

本町は、豊かな自然環境を糧として、農業や観光を基幹産業として発展してきた町であり、この自然環境を保全していくことは、すなわち町の財産を守ることであります。

湖や山、川が織りなす美しい景観、豊富に湧き出る温泉は弟子屈観光の支えであり、農業や林業も豊かな自然環境の恩恵があってこそのものであり、農地や森林も美しい弟子屈の景観資源を構成しています。

これらの恵まれた環境を次代に残すとともに、適正に活用することで、本町の安定的な発展に結びつけていくことが必要です。

自然公園法や森林法、農業振興法など、それぞれの法に基づいて地域の保全が図られているものの、法律ごとに体系が複雑であり一部重複地域もあるなど、どのエリアにどのような規制（自主規制含む）が掛かっているのかがわかりづらく、広く町民には知られていない状況にあります。また、規制そのものが守られない事態も発生しています。一例として、屈斜路湖は観光客でにぎわいを見せる一方、夏季には湖面を走る動力船と湖水浴客などの利用者間でのトラブルが散見されるとともに、ボートなどを決められた場所から出し入れしないことによる湖岸の自然破壊が発生しています。観光・レクリエーションの場としての適正利用と自然保護の両立を考えなければいけません。

また、近年急激に頭数が増加して農業被害や森林被害が大きくなってきているエゾシカ対策、環境省指定特定外来生物であるウチダザリガニ対策なども課題となっています。

本町の美しい景観は、町に住むものにとって誇りであるとともに、町の半分以上が阿寒国立公園に指定され、我が国を代表する自然景観として認められており、観光面でも大きな資源となっています。これらの景観は、摩周湖や屈斜路湖といった単体の要素ではなく、遠景の山、森林、農地、人の営みなど様々な要素が絡み合い形成されています。

本町では、「弟子屈町景観ガイドプラン」（平成8年3月）を策定していますが、その後景観法の施行など社会状況も変化しており、平成16年に国が「景観法」を、平成20年には北海道が「北海道景観条例」をそれぞれ制定しています。町としてはそれらとの整合性を取りながら、雄大で多様な自然景観の保全や形成を図ることが重要です。

## 【町民の声】

●まちづくり町民会議 「保全エリアと利用エリアの区分け・ゾーニングが必要」 「人里離れたところに家が出来て秩序がなくなっている」 「町の宝である水源の保全活用が大事」 「景観形成を通して町全体の一体感を作る」

●町民アンケート 「自然豊かで空気がきれいなところが好き」 「屈斜路湖の調和のとれた活用を」 「道路際や街中に雑草が多い」 「見た目の町づくりは景観を良くすること」 「桜丘公園と町牧場の間に野草園を作ってはどうか」

●団体アンケート 「ごみを拾うことよりもごみの減量化に向けた取組が大事。特に小さな頃からの環境教育」

●高校生アンケート 「木とか湖とか空気とか水がクリーンで住みやすい」 「土地の有効利用をすべき」 「小中高生が自然に関わることのできる行事がある」 「色々な所から美しい景色を見ることが出来る」

●中学生アンケート 「外来種の問題」 「田舎のままでいい。自然を大切に」 「環境のために木をたくさん植えてほしい」 「学校から見える景色が宝」 「のどかでリラックスできる風景が宝」

●高校生ワークショップ 「森を壊さず動物に住み良い環境を」 「水がおいしいのが宝」 「摩周湖がきれいなのが宝」

●ふるさと会アンケート 「町民が自然の良さを理解していないように感じられる」 「牧場の眺めもヨーロッパにいるような気分」 「景色を活かしてほしい」

●地域懇談会 「屈斜路湖の魚がとりにくそう。マナーが悪い」 「景観に関する統一感がない」



## 施策 1-1-1 守る自然と活用する自然との調和

### 施策の目的・方針

これまで曖昧になりがちであった、自然環境の「保全」と「活用」のゾーンを明確にするため、計画や条例などによる合理的なルールづくりに取り組みます。また、保全と活用による特色あるまちづくりを将来に見据え、環境教育などを重視した人材の育成を図ります。

森林については、その多様な公益的機能が十分に発揮できるよう、経済活動と絡めた森林保全の仕組みを創出します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
土地利用計画の策定	計画策定	—	未策定	策定	策定	◎	運用
環境学習（クリーンウォーク・グリーンタッチ等）の参加人数	環境生活課調べ	人	1,700	1,800	1,536	×	1,800
釧路川の水質（万翠橋付近）	釧路市水道局調べ	BOD (mg/ℓ)	0.90		0.6	◎	

### 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 適正な保護と活用のゾーニング	①本町独自の土地利用計画に基づいて、自然地域の適正な保護と活用、生活環境との調整を図りながら、農地や森林の保全に向けた計画的な土地利用に努めます。	B	★ プロジェクト 1
2. 土地情報の管理	①地籍調査の成果をゾーニング等土地政策の基礎資料として有効活用するため、地図情報のシステム化を進めます。	B	
3. エコツーリズムの推進	①豊かな自然環境を保全しつつ、積極的な活用により地域の活力を持続させるため、てしかが版DMOの検討やガイドの養成、エコツアーの商品化を行うなど、弟子屈町エコツーリズム全体構想に基づき、エコツーリズムを推進します。	A	★ プロジェクト 1
4. 保全と活用の担い手の育成	①各学校で定める環境教育全体計画により、児童生徒への環境教育を推進します。	A	● プロジェクト 2
	②学校、企業・団体における環境教育指導者の育成を図ります。		
	③植樹祭などの森林づくり活動や名木ツアー、摩周湖クリーンウォークなどを通して環境保全の意識啓発を図ります。		
	④環境保全をエコツーリズムやグリーンツーリズムによる観光振興と連動して推進するために、マイスターやガイド等の人材育成を図ります。		

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
5. 野生動植物対策	①野生動植物との共存に向け、有害駆除の実施や、食材などの有効活用を図ります。	A	
	②町内に生息・自生する希少種と外来種について現状把握を行い対策を講じます。		
6. 屈斜路湖の適正利用	①屈斜路湖の自然環境を保全するとともに、町民・関係機関・受益者等多様な関係者による検討を進め、適正利用のルールを確立するとともに内水面漁業の振興につなげます。	A	
	②魚の枯渇を防ぐため、放流事業等を継続して実施し、内水面振興につなげます。		
7. 大気・水・土壌の汚染対策	①環境保全への意識を高めるため、研究機関による調査結果や公害に関する知識の普及啓発に努めます。	A	
	②河川や湖への排水流入の低減に努め、町の水環境の保全を図ります。		
	③屈斜路湖の水質調査を継続して実施し、酸性化等の現状把握や水質汚染の監視に努めます。		

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 学校や企業と行政の連携を強化し、環境教育を推進していきます。
- 植樹祭などの森づくり活動における町民参加を拡充していきます。
- エコツーリズムなど「自然環境の保護と活用」の推進に必要な人材育成について、関係事業者・団体と行政の役割分担を明確にし連携を強めます。
- 屈斜路湖の適正利用のルールを確立し、町民と行政がそれぞれの役割を担いながら、誰もが湖に親しめる環境をつくれます。
- 水環境の保全について町民・地域・事業者・行政の各役割を明確にして、様々な活動を行います。

#### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働





- 町民はもとより、開発業者や移住者などにも、町の計画に沿った土地利用や適正管理に協力してもらいます。

## 施策 1-1-2 適切な風景形成の推進

### 施策の目的・方針

町全体の風景が優れた自然環境と調和することで、住む者の景観に対する誇りや観光資源としての活用を生むため、さらなる美観形成につながる取組を推進していきます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
周囲の自然環境と調和する町並み景観の整備	町民満足度調査	点	37		45	◎	
摩周湖、屈斜路湖、釧路川などの自然環境保護	町民満足度調査	点	51		59	◎	
耕作放棄地面積	農林課調べ	ha	11.6	10.0	10	◎	10.0

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 統一感を持った全体風景指針づくり	①景観法及び北海道景観条例等関連する法令に則した景観計画の策定を進めます。	A	
	②優れた自然景観と調和のとれた農業景観を創出するため、景観緑肥作付けや農家沿道の景観づくりを推進します。また、農地の荒廃を防止するため農業関係機関との連携体制を強化し、離農や耕作放棄地、未立木地の発生を食い止めます。		
2. 景勝地の保全と整備	①阿寒国立公園名称変更を見据え地域の価値を高める取組を進めます。	A	
	②研究機関による摩周湖、屈斜路湖に関する学術的調査を継続して支援し、調査結果の公開周知・活用に努めます。		
	③阿寒国立公園計画における施設計画等による景勝地の保護と利用に則した施設整備及び活用に努めます。		
	④摩周湖世界遺産活動に関する今後の方針について検討を進めます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町の景観施策の見直しや策定作業については、町民の参画を得ながら行います。
- 美しい農業景観を創出するための取組について、農業関係者と行政の連携体制を強化します。
- 観光事業者などは、国や道および町の計画に則した集客施設の整備に努めます。特にまちの美観や自然景観に配慮するものとします。

## 【現状と課題】

わが国は、高度経済成長とともに大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造や生活様式が定着し、その結果、廃棄物排出量の増大、化学物質による公害などの環境問題に直面しています。

国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減される社会を追求するために、Reduce（ごみを減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源としてリサイクルする）、の「3Rの推進」や、生産者・事業者が自らの活動段階からごみの減量化やリサイクルについて一定の責任を負う「拡大生産者責任」などの一般原則を確立しました。

本町では、平成18年3月に「弟子屈町環境基本条例」を制定し、環境保全、循環型社会の構築に向けた取組を推進しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発の事故は、これからのわが国、世界のエネルギー政策に大きな波紋を投げかけており、再生可能エネルギーの活用が大きな議論となっています。

本町は、温泉熱や地熱、雪氷冷熱などの自然エネルギー、家畜ふん尿などのバイオマス資源を有しております。

これらの活用にあたっては、設備投資や法規制の問題があり、今すぐには活用できないものもありますが、本町の基本姿勢として、今後これらの地域特性に則した再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。



## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「活用できる資源が多い。山、川、湖、温泉」 「循環型のモデルづくりを」 「ゴミのリサイクル化が進んでいる」
- 町民アンケート 「いろんな場所で温泉や太陽などのエコを取り入れる」 「地熱発電施設の計画を」 「小学校でごみの勉強を」
- 団体アンケート 「冬季間の野菜栽培など温泉熱の二次三次利用を」 「環境を考えた排気ガス等の考慮を」
- 高校生アンケート 「保冷庫など冬場の雪による産業を考えられないか」 「エコを考えた活動をもっとしていくのが課題」
- 中学生アンケート 「ごみなどのポイ捨てが多いのが課題」 「もっと用紙の節約をすべき」
- 高校生ワークショップ 「ごみはすべて持ち帰りにする」 「自転車を奨励しCO<sub>2</sub>の削減を」
- ふるさと会アンケート 「温泉を活かしてほしい」
- 地域懇談会 「釧路川など豊富な水資源がある」 「温泉の活用が出来ていない」

## 施策 1-2-1 自然資源の有効活用

### 施策の目的・方針

環境負荷の低減を念頭に、豊富な自然資源を活かした再生可能エネルギーについての先進的な調査研究や導入に取り組みます。同時に、温泉・地熱等の自然資源を産業に活用するための新たな取組を推進していきます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
温泉・地熱を産業活用した新規企業数	観光商工課調べ	箇所 (累計)	-	2	3	◎	4
再生可能エネルギー (太陽光発電など)の 発電容量	環境生活課 調べ	kW	298	583	1,780	◎	725
バイオマスプラント施設数	農林課調べ	箇所	0	1	1	◎	2

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 再生可能エネルギーの活用	①「弟子屈町地域エネルギービジョン」を推進し、雪氷冷熱や太陽光など多様な再生可能エネルギー活用の実現を図ります。	A	★ プロジェクト 1
	②家畜ふん尿のメタンガス化によるバイオマスプラントの実現化を目指します。		
	③町内の水資源の把握を行い、保全やエネルギー活用に向けた取組を進めます。		
2. 温泉・地熱の活用	①豊富な地域資源である温泉・地熱を利用したエネルギー設備の導入制度やスポーツ効能研究などを検討し、多様な利活用の実現を図ります。	A	★ プロジェクト 1
	②ハウス栽培など温泉・地熱の産業利用について、農業との連携や町としての協力体制の強化を図ります。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）







<p><b>A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働</b></p>
<p>○農業などの各事業者は再生可能エネルギーの利活用について積極的に取り組み、行政は必要な支援や協力を行います。</p> <p>○弟子屈町地域エネルギービジョンに基づいた取組について、町民・事業者と行政がそれぞれの役割を担いながら推進していきます。</p>
<p><b>B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働</b></p>
<p>○行政が進める温泉・地熱等のエネルギー活用や水資源活用の検討に際しては、町民の参画を得ながら行います。</p>

## 施策 1-2-2 環境負荷の低減

### 施策の目的・方針

ゴミの減量化による循環型社会の構築をめざし、3Rの定着を図ります。また、省エネ対策を推進し、環境負荷の少ない生活の実現に取り組みます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
ゴミのリサイクル率 (ごみの総量に対する資源ごみの割合)	環境生活課調べ	%	24.2		27.5	◎	
不法投棄件数	過去3年間平均	件	7		4	◎	
省資源や省エネルギー化の推進	町民満足度調査	%	42		48	◎	

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 3Rの推進と適正な 廃棄物処理	①町民や事業者へのごみ減量化に向けた意識の向上を図り、ごみの発生抑制に努めます。	A	◆ プロジェクト 3
	②リサイクル資源の適切な回収や分別の徹底について、周知・啓発活動を推進します。		
	③不燃ごみについて、関係自治体との広域処理化を検討します。		
	④不法投棄対策として、「自然の番人宣言」事業所のさらなる拡大をはじめ、各種普及啓発を推進します。		
	⑤熱源としての再利用に活用するため、農協と連携し農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。		
2. 省エネルギーの推進	①省エネルギー活動の先導的役割として、公共施設（建物、街路灯等）の省エネ改修や、公用車のエコカーへの更新を積極的に推進します。	B	
	②一般家庭や民間事業所に対し省エネルギーの普及啓発を推進するとともに、省エネルギー設備の導入支援制度の構築を図ります。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

<p><b>A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働</b></p>
<p>○町民と行政が一丸となって3R運動に取り組みます。</p> <p>○「自然の番人宣言」事業所の普及により、不法投棄の監視体制を拡大します。</p> <p>○農業用廃プラスチックの処理など、農業関係者は資源循環型農業に積極的に取り組み、行政の支援を受けながら体制を確立します。</p>
<p><b>B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働</b></p>
<p>○省エネルギーの取組を推進するにあたり、町民の提案や啓発活動への協力を求めます。</p>

## 基本目標 2 まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進めます

### 活 まちづくりの柱 2-1 観光と農業を柱とした地域活性化の推進

#### 施策 2-1-1 産業間連携の推進

#### 【現状と課題】

本町の地域活性化を考えていくうえでは、観光と農業を柱とした産業連携が非常に重要になってきます。

観光と農業を柱とした地域活性化とは、産業間の連携による互いの積極的活用と地域産物への付加価値や魅力を高めていく取組にほかなりません。

現在は、酪農体験やソバ打ち体験、農業景観の活用などが進められていますが、まだ個別の取組となっており、地域内のみならず周辺圏域も含めた多様な担い手の協働により、地産地消の推進、地元農産物を使った加工品・特産品の開発・製造、各種産物のブランド化推進など生産、加工・製造、流通に至るまでの農林商工連携の実現とそれらを目玉にした新たな観光需要の発掘が課題となっています。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「観光産業と他産業の協調関係が希薄」 「地産地消商品、地場ブランド商品が少ない」 「地元農産物を地域内消費するためのネットワーク作り」
- 町民アンケート 「地場産の野菜を買いやすく」 「この町にしかないオンリーワンの開発とPR」
- 団体アンケート 「産業間のネットワークづくりを」
- 高校生アンケート 「地域の食材を使って町民に愛されるような食のメニューを作る」
- 中学生アンケート 「弟子屈と言えば、というものが思い浮かばない」
- 高校生ワークショップ 「収穫祭のような行事の実施を」 「乳製品のオリジナルスイーツを」
- ふるさと会アンケート 「農産物や製菓、野草などの市場開催日を作る」 「企業や農畜産物とのコラボレーションで産業の活性化を」
- 地域懇談会 「農産物のブランド化が遅れている」 「もっと観光と1次産業の連携を」


## 施策 2-1-1 産業間連携の推進

### 施策の目的・方針

本町の基幹産業である観光業と農業の発展的連携、さらには他産業との密接な連携を推し進め、独自ブランドの開発や地産地消システムの確立などにより地域経済の活性化を図ります。

また、産業間の連携が地域の活性化に欠かせないとの観点から、その実現に向けた取組を一層推進します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
現役世代（20歳～59歳）の平均所得額	市町村税課税状況等の調べ	万円	189		236	◎	
弟子屈町商工会特産品認定制度の認定を受けた商品数	弟子屈町商工会調べ	件	—	—	7	—	
地域の特産品、お土産等開発	町民満足度調査	点	32		44	◎	



## 施策メニュー

施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 地域産業間の連携を強める取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>① (仮) 産業連携会議の創設など、様々な機会を利用して、行政や農業関係者、商工業者などの産業間交流を推進し、地域経済の発展を目指します。</li> <li>② 地域内経済の循環を促進します。</li> <li>③ 町内の宿泊施設や飲食店における地場産食材の利用を促進する地産地消の取組を進めます。</li> <li>④ 一年を通し、地元食材の安定した供給が行えるよう、生産や流通体制の整備強化を進めます。</li> <li>⑤ 農業景観や体験農場の整備、地場産農産物の加工体験の創出など、農業と観光の連携によるグリーンツーリズムの拡充を図ります。</li> </ul>	A	★ プロジェクト 1
2. 地域ブランドの開発やPR <ul style="list-style-type: none"> <li>① 弟子屈産品を使い、今だけここだけあなただけの商品開発（弟子屈産ワイン、チーズ、摩周和牛など）に取り組みます。</li> <li>② メロン、マンゴー、イチゴ、ソバ、馬鈴薯、牛乳、果実、蜂蜜など既存特産品の安定生産と販路拡大、戦略的PRに努めます。</li> <li>③ 農林業が2次・3次産業と連携して、温泉・地熱などを活用した地域ビジネスの展開や新たな産業を創出する取組に対し、一層の支援を行います。</li> <li>④ 間伐材などの地場産材を活用した工芸品づくりに取り組みます。</li> </ul>	A	★ プロジェクト 1

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各事業者は産業間の連携を積極的に進める意識を高め行動し、行政は連携体制づくりの支援や情報提供に努めます。</li> <li>○町民による地産地消の取組や、事業者や行政による地元食材の安定生産に向けた取組を通し、地域内でお金が回る経済循環の仕組みを強固なものとしします。</li> <li>○各事業者や関係団体は農林業を発展させた6次産業の創出に向け連携を強め、行政は支援体制の整備や情報提供に努めます。</li> <li>○特産品をはじめとした地域ブランドの開発やPRについて、事業者だけではなく町民や行政も積極的に係わり、新たなブランド戦略の構築を目指します。</li> </ul>

## 【現状と課題】

本町の事業所数・従業者数は減少を続け、平成21年から平成26年では事業所数で53事業所、従業者数で280人の減少となっています。従業者数は、建設業、卸売・小売業、飲食店、サービス業の減少が大きくなっています。

事業所の減少や景気の低迷により、地元就職を希望する弟子屈高校の卒業生をはじめとした若年層の就業先が十分とは言えない状況です。これは、就業先を求めて未就業者や失業者が町外に流出するといった人口減少を加速させる要因の一つにもなっています。

また、建設業などは、公共事業の縮減や経済社会情勢の変化に伴い季節雇用が増加し、冬季には就業場所がなく不安定な生活が強いられているのが現状です。

雇用は町民生活に直結する重要な要素であり、町民が安心して暮らすことができる町を実現するために、雇用情勢の改善が必要です。

このため前述の「観光と農業を柱とした地域活性化の推進」による産業間連携を図るとともに、本町の恵まれた資源を最大限に活かし、農業や林業、建設業、観光業など業種間の複業化といった視点からの雇用の創出や地域の特色にマッチした新たな企業の誘致、町内既存企業の活性化、起業支援など、まちに活力・活気・雇用を生み出す方策が求められています。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「新しいことにチャレンジする会社が少ない」 「資源を活かした新しい産業の開拓を」
- 町民アンケート 「若者を雇用できる仕組みづくりを」 「産業構造の転換と新事業の創出を」
- 団体アンケート 「企業誘致を積極的に行政が進めてほしい」
- 高校生アンケート 「就きたい職業の職種がない」 「働いてる割に見合った給料がない中小企業対策を」
- 中学生アンケート 「思い切ったことをしてみるべき」
- ふるさと会アンケート 「水資源を利用した産業工場等の誘致を」 「温泉地熱を利用した産業の立ち上げを」
- 地域懇談会 「働く場所がない」

施策 2-2-1 雇用・新産業の創出

施策の目的・方針

既存企業の振興支援や地域の資源を活かした新たな企業の誘致及び新産業の創出等によって、雇用の場の確保と拡大を目指します。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
企業振興促進条例の新規活用累計件数 (起業・誘致企業数など)	観光商工課調べ	件	4		6	◎	
ハローワークで弟子屈高校を指定した町内の求人数	ハローワーク調べ	人	8		24	◎	
起業支援制度の創設			-	-	-	-	制度化

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 企業振興などによる就労場所の確保	①企業進出や事業拡大に対する優遇制度のPR、誘致活動など、有効な企業振興策を展開します。	A	★ プロジェクト 1
	②本町の地域資源を生かした新産業の創出に向け、関係機関との連携を強化し、情報交換や研究開発体制の整備を図ります。		
	③企業の雇用環境の安定化に取り組みます。		
	④チャレンジショップ事業など起業体験しやすい環境整備に取り組み、コミュニティビジネスなどの育成を図ります。		
2. 雇用機会の拡大	①関係機関団体と連携し、様々な分野において新たな雇用を創出するとともに、若年者や女性、就労困難者など求職者の状況に応じた就業支援策を講じ、雇用機会を拡大させます。	A	
	②釧路管内の自治体等で構成する釧路地域通年雇用支援協議会の活動を通じ、通年雇用支援への様々な取組を進めます。		
	③就労機会を創出するため、各種資格の取得支援に取り組みます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- まちの特色を活かした戦略的な企業誘致策の検討を町民の参画を得ながら行います。
- 商工会や企業経営者、企業経営のノウハウがある町民などが行政や関係機関と連携し、新たな企業振興制度の構築を目指します。
- 事業者は町内外を問わず企業同士のマッチングによる新たなビジネスの創出を検討し、その仲介役を行政と農協・商工会などの経済団体が連携して行います。
- 事業者は地域の安定的な雇用機会の創出に向け努力し、行政は事業者支援や雇用支援における様々な取組を進めます。

- 施策 2-3-1 農業の振興
- 2-3-2 林業の振興
- 2-3-3 商工業の振興
- 2-3-4 観光の振興

### 【現状と課題】

#### （農業の振興）

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、国際化の急速な進展、後継者問題や高齢化による労働力不足、肥・飼料や燃料類の高騰、異常気象の多発など、厳しい状況が拡大しています。

特に顕著である農家戸数の減少に対し、担い手の育成・確保が急務であるのは当然ですが、経営環境や生産環境についても大きな変革が求められる時代となっています。これまでの大規模効率化の視点だけではなく、中規模・小規模でも安定した農業経営が可能となる体制の構築など、新しい農業の形を模索していくことが必要です。

農業の振興に向けて、質の高い安全安心な農産物の供給、雪氷冷熱や地熱、温泉熱等の自然エネルギーの活用による端境期での農産物の出荷、釧路管内を代表する畑作地域としての特色を活かした直売事業、他業種との複業化など地域農業の生き残りをかけた方策の検討と実行が求められています。

また、近年被害が深刻化しているエゾシカによる農業被害対策や安定的に収益を得るための農地・施設などの整備、さらには臭気対策や家畜ふん尿の適切処理などの環境保全対策等、農業基盤の整備を引き続き進めていく必要があります。

#### （林業の振興）

わが国の林業を取り巻く環境は、外国産の安い木材の流通や代替資材の普及などで厳しいものがあり、本町においても従事者の高齢化や後継者不足、木材価格の低価格化等により、森林所有者の山づくりへの投資意欲の減退、造林未済地の増加などの課題を抱えています。

森林は、生物多様性の保全、地球環境の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など極めて多くの多面的機能を有しており、町域の70%を森林が占める本町においては、森林環境の保全と適切な管理は、非常に重要な意味を持つものであります。

一方、本町の民有林は各所有者の所有面積が小さく、森林施業の効率化のための集約化が急務となっていますが、不在地主も少なくなく、森林の集約化が町の一部にとどまっているといった課題もあります。

林業の振興に向けては、今後地域の森林づくりの全体像を描くとともに、長期的視点に立った森林づくりを計画・指導できる森林組合の役割は大きく、その育成、体質強化が求められています。

## （商工業の振興）

本町の商業は、人口減少や観光入込客数の減少による地域経済の縮小により、商品の年間販売額はピークであった平成9年からみると半分に落ち込み、町内の商店街で多くの空き店舗を抱えています。

商業の振興に向けて、人口減少傾向を踏まえつつ、買物困難者へのきめ細かなサービスなど、地域のニーズに応じたソフト事業展開など、地域に必要とされる商店街を形成することが必要です。

また中心市街地の活性化にあたっては、多くの観光客やドライバーたちが訪れる道の駅の集客力をいかに中心市街地まで波及させるかも重要です。このため、道の駅における情報発信やバイパスからの市街地への誘導方策などの検討が必要です。

本町の工業の事業所数は、ここ数年安定的に推移していますが、工業の振興に向けて、まずは既存工業の育成・発展を第一として、雇用の維持・増大が必要です。農林商工の連携にあたっては、町内の農産物や林産物の加工製品などを町内で製造できることが望まれます。

これら商工業の振興を将来にわたり持続的に発展させるためにも、後継者となる若い担い手世代の育成に力を入れる必要があります。

## （観光の振興）

農業と共に本町の基幹産業である観光は、近年、国の経済状況の悪化や少子化などの社会的要因による観光業界全体の落ち込みや、団体型から個人型への旅行形態の変化などの影響を受けています。

本町の観光入込客数は、平成13年までは120万人前後で推移していましたが、その後減少し続け、平成25年には73万人まで落ち込みました。しかし、平成26年から日帰り客数が回復したことで、観光入込客数は増加傾向にあり、平成27年には94万人となっています。一方、50万人前後で推移していた宿泊客数は年々減少し、平成27年には24万人となり、依然として厳しい状況が続いています。

観光の振興に向けては、前述の産業間の連携による地盤の強化に加え、何度も訪れてもらえるよう、また滞在型観光の推進にも即したサービスの向上、来訪者の目線から見た地域資源の掘り起こし、多様なニーズに対応した各種メニューの創出、体験型観光の充実、町民挙げてのおもてなし意識の醸成、周辺圏域との連携による広域的な観光プロモーション活動などを繰り広げる必要があります。

また、四季の特徴を活かした誘客戦略や外国人観光客に対するソフト面でのアプローチなど、本町の地域特性を活かした各種方策を展開し、ニーズの多様化に対応できる体制づくりが求められます。特に外国人観光客に対応できるガイドなど専門性の高い人材の育成と資質の向上が求められています。

## 【町民の声】

●まちづくり町民会議 「食糧生産地として誇れる」 「農業実習生のための宿泊受入施設を」 「生産者の顔が見える商品販売を」 「荒れた森、伐採されて放置された場所が多い」 「店のシャッターが目立つ」 「町民の買い物はもっと地元で。商品もニーズに応える品揃えを」 「ホテル旅館が顧客ニーズに追いついていない」 「滞在型旅行商品の開発」 「温泉を利用した湯治を基本とした新しい滞在観光」

●町民アンケート 「大規模農業も大事だが、家族経営で良好な農家もいる。育成と工夫を」 「もっと牛をアピールした産業づくり」 「接客態度・マナーの改善を」 「商店の日曜休業が多い」 「街中に観光客が入ってくる仕組みを」 「観光客誘致は量よりも質で」 「900などパークゴルフを観光に活かす」 「避暑地としての観光政策を」 「住民が住み良いと誇れるまちがあってこそ、観光客をもてなせる」

●団体アンケート 「新規就農希望者へのPR」 「間伐材等地元の資材の使用を」 「露天風呂の整備を」 「観光振興に強力に取り組んで欲しい」

●高校生アンケート 「メロン、ポークなどの特産品があるのが宝」 「アイスクリームが色々な所にありおいしい」 「若者向けのお店を増やしてほしい」 「摩周湖や温泉だけでなく町全体を観光しに来てもらう」

●中学生アンケート 「農家をもっと増やす」 「空き家や店などを何かに活用してほしい」 「外国語への対応を」 「きれいなホテルが少ない」

●高校生ワークショップ 「せっかく畑がいっぱいあるから名産を増やす」 「月に一度追加してほしい商品のアンケートを取る」 「摩周駅周辺にもっとお店を」 「お年寄りが多い地区に店を」 「また来たいと思われる様な町にしよう」 「ツアーや散策道など観光スポットに工夫を」

●ふるさと会アンケート 「摩周湖の麓で農業をしませんかという若者の呼び込みを」 「町の中心に人が住み、地元店舗をテナントとして入れて、周囲に文化施設を」 「アジアの人々が多く観光に来る様な条件整備を」 「自然環境を生かした温泉保養基地を目指す」

●地域懇談会 「おいしい農畜産物があるのが宝」 「農家の若い人にもっと冒険してもらいたい」 「通過型の観光地になっている」 「観光客は満足度と付加価値を求めている」



## 施策 2-3-1 農業の振興

### 施策の目的・方針

足腰の強い農業生産の推進と、農業経営の維持・安定を図るため、担い手・後継者の確保、営農サポート体制の強化、継続的な基盤整備など様々な支援対策に取り組めます。また、温泉・地熱利用、家畜ふん尿の臭気抑制及びエネルギー活用など環境保全型農業の取組を推進することにより、持続的な農業の発展を目指します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
生乳生産量	摩周湖農協調べ	t	57,939	58,000	55,719	×	60,000
畑作物の総生産高	摩周湖農協調べ	百万円	796	800	1,196	◎	1,200
農業後継者の年間 結婚組数	農林課調べ	組	1	2	2	◎	3
新規就農者数	農林課調べ	人 (累計)	-	1	2	◎	3
新作物導入試験栽 培作付け面積	農林課調べ	ha	7.94	8.00	3.23	×	25.00

施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 農業の担い手の育成	①農業後継者の花嫁対策や青年活動を行う団体の取組に対し、運営費の負担や補助金等により支援を行います。	A	● プロジェクト 2
	②農業実習生の受入事業を支援し、担い手の育成・確保に努めます。		
	③新規就農希望者に対する支援を促進します。		
2. 農業経営の改善と支援	①国などの制度に基づき農業資金借入の利子補給を行い、農業経営の体質強化を支援します。	A	
	②関係機関と連携し、異常気象などに伴う農業生産の減少や経営安定化に向けた農畜産物の増産に対し支援します。		
	③町内の畑作農家全戸が生産している馬鈴薯の病害虫対策及び冷湿害対策のため、抵抗性品種の導入促進による畑作経営の改善を支援します。		
	④農業者の労働力不足や休暇を補完するための「畑作パートバンク」や「酪農ヘルパー」の利用組合に対し支援を行うとともに、新たな農作業受委託のあり方について検討します。		
	⑤飼料の集中生産・管理を目的としたTMRセンターやコントラクターなどの組織の育成を検討し、低コストな経営体づくりを推進します。		
	⑥農業者個人が大型機械や大規模農地を持たない農業を可能とするなど、多様な農業経営体の研究と育成に取り組めます。		
3. 農業生産効率化と基盤強化	①泥炭地の地盤沈下などにより機能低下した農地の機能を回復するため、国等の関係機関と連携し総合的な土地改良事業などを推進し、農業生産の効率化を図ります。	A	
	②中山間条件不利地の農業者が集落協定を結び、共同取組による生産活動により耕作放棄地の発生を防止する取組を支援します。		
	③農業者のみならず地域が主体となり、農地や農道、水路などの資源を長寿化する共同取組を支援します。		
	④畑作農業における地力の増進を図るため、総合的な土づくり対策を支援します。		
4. 持続可能な農業に向けた新たな取組	①地球温暖化などの気候変化に対応する新作物の導入を図るとともに、酪農の飼料となるデントコーンの畑作農家での作付けを検討し、耕畜連携による農業生産の循環型経営への転換を図ります。	A	
	②牛乳・乳製品など畜産物の安全・安心の確保に向け、生産者の自主的な取組や、関係団体が実施する乳牛検定、乳牛改良繁殖などの取組を支援します。		

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
	<p>③家畜ふん尿の処理技術の開発を推進すると共に、バイオマスエネルギーとしての利活用に向け研究を進めます。</p> <p>④温泉・地熱を活用した冬季栽培などの技術開発を確立します。</p>		
5. 農業環境の改善と整備	<p>①廃プラスチックなど農業廃棄物の適正処理や再利用など、環境への負荷に配慮した対策を講じます。</p> <p>②家畜ふん尿の臭気低減を図り、環境との調和に配慮した農村整備を推進します。</p> <p>③家畜伝染病の侵入防止策を強化するとともに、発生時において農業者の経済的損失を最小限に食い止める体制づくりや支援策の確立を促進します。</p> <p>④エゾシカによる農業被害の防止を図るため、シカ柵整備や猟友会への奨励などの捕獲事業を継続して進めます。</p> <p>⑤農業振興地域整備計画や中山間事業等の充実化を図るため、地図等の情報化とその運用についての技術開発を進めます。</p>	A	

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 農業事業者は後継者の育成など担い手の確保に向け様々な活動に取り組み、行政は活動団体等への支援に努めます。
- 農業事業者と行政・関係機関が連携し、農業者の高齢化や新規就農の困難化に対処できる新たな農業経営体の確立や生産組織の育成を図ります。
- 農協は農業者の経営改善についての指導力、異常気象など不測の事態に対処できる体制の強化を図り、行政はその支援に努めます。
- 農村地域においては、農業者個人としてだけでなく、地域として農業資源の保全などの活動に取り組むよう努め、行政はその体制づくりへの支援を行います。
- 行政は農業事業の補助制度や土地改良事業その他基盤整備に関する支援を進め、農業事業者や農業地域の協力を得ながら様々な課題の解消に努めます。
- 農業事業者は資源循環型農業に積極的に取り組み、行政の支援を受けながら体制を確立します。

## 施策 2-3-2 林業の振興

### 施策の目的・方針

「森林と共生するまち」宣言を具現化し、森林の恵みを将来にわたって持続可能なものとするために、林業の担い手不足の解消と安定した森林経営を可能とするための基盤強化を図って、中長期的な視点に立った林業を推進します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
造林面積 (町有林及び森林組合が 造林した民有林)	農林課・森林 組合調べ	ha	36	40	18	×	50
木材の搬出量 (町有林及び森林組合が 搬出した民有林)	農林課・森林 組合調べ	m <sup>3</sup>	3,500	3,750	2,291	×	4,000
森林作業員数 (森林整備担い手対策事 業対象者)	農林課調べ	人 (累計)	30	40	26	×	45

施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 国有林・民有林を含めた森の有効活用	①町森林整備計画の一層の推進により森林の集約化を進め、造林・育林事業及び無立木地の解消を図ります。	B	★ プロジェクト 1
	②民有林の適正な管理を促進するため国等の関係機関と連携し、森林所有者の意識高揚を図ります。また、造林・間伐を促進する助成事業を推進し、計画的な森林整備に努めます。		
	③森林保全に必要な施業及び地域活動を支援し、森林の水源かん養林・保安林等公益機能を一層強化するとともに、観光・教育・福祉等施策との結びつけを創出し、森林の多目的利用を推進します。		
2. 町有林の適正管理	①森林経営計画に基づき、町有林の計画的施業を推進します。	B	
	②町有林と民有林が一体となった高密度な作業路網の整備を行い、施業管理コストの低減を図ります。		
	③企業等からの資金を活用した造林事業の拡充を検討します。		
3. 林業生産の効率化と経営基盤の強化	①森林の集約化及び高密度林業用路網の整備を進め、施業コストの低減化を図ります。	A	
	②集約化のための高性能林業機械の導入を検討します。		
	③林業生産の安定化を図るため、間伐材をはじめ、地場産材の利用普及を促進します。		
	④安定的な森づくりのため、民有林の経営基盤である森林組合など、林業事業体の経営強化を図ります。		
4. 林業の担い手の育成	①高齢化により減少している林業従事者の確保を図るため、関係機関・事業体との連携を強化し、後継者の育成支援に努めます。	A	● プロジェクト 2
	②国の新たな林業資格制度であるフォレスターや森林施業プランナーなどの人材育成を積極的に支援し、林業従事者の確保に努めます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- まちの財産である「森林」の保全について町民一丸となって取り組むことを目指します。
- 特に森林の所有者は、その適正な管理と植林や間伐などの保全・育成に努めることが必要です。
- 行政は環境保全を十分配慮した森林整備計画の推進に努め、森林組合を中心とした森林所有者やNPOなどが行う森林づくり活動を積極的に支援していきます。
- 森林組合をはじめ町内の林業事業体は、林業技術の普及や新たな事業の開発など経営強化に努め、行政はその支援を行います。
- 林業事業体は林業従事者の育成・確保に努め、行政は資格取得等に対する支援を行います。
- 町民や事業者、行政は積極的に地場産材の利用拡大に努めます。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政が中心となって行う造林事業や森林の保全活動に対する町民や企業からの支援の輪を拡げます。

## 施策 2-3-3 商工業の振興

### 施策の目的・方針

商工会など関係機関との連携を強化し、企業振興促進条例や中小企業振興条例に基づく支援の充実など、地域商工業振興の強化を図ります。また、市街地の賑わい創出のための商業環境の整備について、中長期的な対策に取り組みます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
工業製品の出荷額等	工業統計調査	百万円	2,281		2,078	×	
地域密着型の安心できる商店の育成	町民満足度調査	点	32		32	△	
買い物に来やすい商店街の環境づくり	町民満足度調査	点	29		30	◎	
町内事業所就業者数	RESAS	人	-	-	3,132	-	3,100



## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 商工業の担い手の育成	①商工会青年部をはじめとする若い担い手世代の自主的な取組や活動を積極的に支援します。	A	● プロジェクト 2
	②地域おこし協力隊事業を活用し、中心市街地の活性化など地域課題の解決や人材育成につなげます。		
2. 地域商工業の振興	①商工会との連携を強化し、経営相談や各種説明会などの充実を努め、既存企業の体質強化・経営近代化を促進します。	A	◆ プロジェクト 3
	②地域商工業の振興や購買力の町外流出を増やさないため、地域ポイントカードの推進や、街歩きの仕組み作りなど、町民・行政・商工会等が一体となって取り組む事業の創出を検討します。		
	③経済の地域内循環によって中小企業に活力を持たせることを目指し、町民を交えた会議等により方向性や実行策の検討を進めます。		
	④中心市街地へ観光客を誘導する仕組みを推進します。		
3. 中小企業の支援と活性化	①中小企業の経営基盤を安定させるため、各種中小企業支援事業の充実を図ります。	A	
4. 空き店舗の活用支援	①空き店舗を活用して入居する事業者や、一時的なイベント開催・アンテナショップなどへの活用に対し助成を行い、空き店舗の有効利活用を促進します。	A	

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 商工会などが行う人材育成や起業に結び付く取組に対し、行政は積極的に支援を行います。
- 商工会などと行政の連携を強化し、中心市街地の再生など地元商工業の活性化に取り組みます。
- 町民・事業者・行政が一丸となって地域循環型の消費社会を推進します。

施策 2-3-4 観光の振興

施策の目的・方針

「観光のまち」の再生を図るため、新たな視点で時代のニーズに即応できる組織や人材の育成を強化します。また、地域のあらゆる資源を最大限に活用し、観光の総合力を底上げするため、各産業の連携を強固なものにして、魅力的で選ばれる観光地を目指します。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
観光延宿泊者数 (年間)	観光商工課 調べ	人	303,572	318,000	239,515	×	364,000
観光情報ポータルサイト (弟子屈なび) ページ ビュー数 (年間)	観光商工課 調べ	ページ ビュー	2,875,090	3,162,000	4,179,483	◎	5,000,000
カヌーや釣り、農業体験 などの体験型観光の 推進	町民満足度 調査	点	43		46	◎	

施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 観光産業の担い手の 育成	①後継者や新規開業者等観光産業の発展を図るための担い手を育成します。	A	● プロジェクト 2
	②滞在型観光のメニューとなる様々なアクティビティの担い手を育成します。		
	③外国人観光客に対応できる人材を育成します。		
	④町民全体が観光客をあたたく迎える心の育成やスキルの向上を図り、誘致の促進・リピーターの増加などを目指します。		
2. 観光の国際化に対応 した環境整備	①WiFiやクレジットカード決済環境の整備など、観光の国際化に対応した訪日外国人受入環境整備や、外国人向け域内旅行商品の企画などを行います。	A	
	②道の駅などの観光施設や公衆トイレ、露天風呂など、外国人を含めた観光客の利便性を高める環境整備を進めます。		

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
3. 広域観光連携とプロモーションの充実	①水のカムイ観光圏や国立公園満喫プロジェクトによる観光関連事業の広域連携を進めます。	A	
	②摩周湖観光協会が中心になり、知床観光協会や東北北海道観光開発協議会等との連携を深め、広域連携によるプロモーション活動を行う取組に対しての支援を強化します。		
	③選ばれる観光地となるため、独自のプロモーションに取り組みます。		
4. 地域の総合力を活かした魅力的な観光地づくり	①地域素材の活用や地域産業間の連携による観光地づくりに取り組みます。	A	
	②関係団体等が連携して地域資源を活用した商品開発を行うとともに、周遊バスなどの観光交通手段を充実し、体験型・滞在型観光の振興を図ります。		

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 観光事業者は滞在型観光の創出・定着に向け取り組み、行政はそれに関わる人材等の育成に対し積極的に支援を行います。
- 観光事業者はもとより町民一丸で観光客をもてなす心の醸成や体制づくりを促進します。
- 観光関連の事業者・団体が中心となり、外国人旅行客に対応できるガイドの育成や受入体制の整備を行います。
- 行政や観光協会などが中心となり、広域観光ルートの形成やプロモーション活動の拡充に向け連携体制を強化します。
- えこまち推進協議会など関係団体と行政が連携を強化し、地域資源を最大限に活用した観光商品の開発や人材育成など総合的な観光振興体制を構築します。
- 観光事業者だけでなく、他事業者や行政全体においても観光PR活動や誘客活動に協力します。

## 基本目標 3 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます

### 暮 まちづくりの柱 3-1 保健医療体制の充実

施策 3-1-1 健康づくりの推進

3-1-2 医療環境の充実

#### 【現状と課題】

##### （健康づくりの推進）

本町では、町民の健康づくりの推進に向けて、平成17年に作成した「元気でしかが21」（第1次）計画の期間が10年を経過したため、最終評価・分析を行い、国が目標として推進する「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を踏まえ、町の実態に即した健康づくり計画として、「弟子屈町食育推進計画」を統合した「元気でしかが21」（第2次）計画を平成27年に策定したところです。

これに伴い、本格的な超高齢化社会を迎えていることから、町民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組む必要があり、そのためには地域全体で支援する必要があります。

第2次計画では、朝食の欠食割合・高血糖値・自殺者の減少を重点課題として、町と健康づくり推進委員や各自治会が協働による計画の推進に努める必要があります。

##### （医療環境の充実）

現在町内における医療機関としては、病院が2、診療所が6（うち歯科3）あります。

近年の地方の医療機関における医師不足は本町も例外ではなく、平成15年に常勤医5名、診療科目5科の体制で新規開院した摩周厚生病院は、現在では常勤医3名、診療科目3科となっています。

今後も町民が安心して医療を受けられるよう、医師や看護師の確保による医療体制の維持強化や町内医療機関における連携の推進、安定した医療保険制度の運営などに向けて、医療機関、行政、町民の協力により、実現していくことが求められています。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「観光地から健康地へ」 「診療科目が少ない」 「医師が定着する支援を」
- 町民アンケート 「生活習慣病改善の料理教室を」 「現在の医療体制は非常に物足りない」 「医療過疎が不安」
- 団体アンケート 「健診受診率向上の取組を」 「在宅医療、訪問看護の取組を」
- 高校生アンケート 「大きい病気は釧路へ行かなければならない」
- 中学生アンケート 「産婦人科など医療システムが整っていない」 「医師不足。医者を増やしてほしい」
- 高校生ワークショップ 「歯医者が多い、病院がちょっと多いのが宝」
- ふるさと会アンケート 「温泉郷を利用した名医のいる病院の設立誘致を」
- 地域懇談会 「医学部進学 of 奨学金制度を」

## 施策 3-1-1 健康づくりの推進

### 施策の目的・方針

町民自らが健康づくりの重要性を意識し、生き生きとした生活を送ることができるよう、各種検診や食育などの情報発信を充実させ、健康維持の増進を図ります。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
若年者の特定健康診査受診率 (60歳未満の健康受診率)	健康推進 課調べ	%	17.8	22	22	◎	27
生活習慣病による死亡者率 (心疾患・脳血管疾患・糖尿病などによる死亡率)	健康推進 課調べ	%	27.6	25	22	◎	23
朝食の欠食率 (小学生) (中学生)	健康推進 課調べ	%	17 22	15以下	19 27	×	10以下

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 健康づくりの推進	① 町民が「自分の健康は自分で作る」という意識を持てるよう、その啓発活動や予防活動など、健康に対する知識向上と自己管理意識の高揚を図ります。	A	
	② 乳幼児期から食に関心を持ち、より良い食習慣を身に付けられるよう、関係機関と連携し、乳幼児栄養指導や調理実習などの実施により食育知識の普及啓発を図ります。		
	③ 心の健康に関する相談しやすい環境づくりや、広報紙や講演会・学習会の実施により「心の健康づくり」の知識普及に努めるとともに、心の病気に早期に対応できるゲートキーパー等の人材育成を進めます。		
2. 生活習慣病予防対策	① 特定健診や予防教室等の実施を通じ、町民が自分の健康状態を理解し健康な生活が送れるよう、生活習慣改善への取組を支援します。	A	
	② 個別健康相談の実施や、受診者の少ない若年層の検診受診を促進します。		

## 主な協働方針の取組(特に進めていく協働)

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 行政や関係機関は、多くの機会を利用して予防の大切さを啓蒙するとともに、学校などと協力して若い年齢からの健康づくり対策を図ります。
- 事業所や地域においても、行政と連携して心の健康に関する相談や的確な対処ができる環境づくりを目指します。
- 行政は関係事業所などの協力を得ながら、健康に関する相談体制づくりや人材育成の強化を図ります。
- 町民は健診など健康管理に関する取組への参加や知識の向上に努め、行政は啓発活動や予防活動などの情報提供や指導に努めます。
- 健康づくり推進委員は、健康づくりのリーダーとして、健康に関する知識を持ち、地域に広めることで、地域の健康意識の向上と健康づくりに努めます。

## 施策 3-1-2 医療環境の充実

### 施策の目的・方針

町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制を強化し、医師不足等の厳しい状況にある地域医療体制の維持・向上に努めます。また、国民健康保険加入者の医療費が年々増加傾向にあり、大変厳しい保険事業運営状況の中、引続き医療給付の執行とともに患者負担の軽減に努め、医療環境の充実を図ります。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
町内医療機関の診療科目数 (歯科を除く)	健康推進課 調べ	科	10	11	10	△	12
町内医療機関の常勤医師数 (歯科医師を除く)	健康推進課 調べ	人	7	8	8	◎	9
医療施設の診療科目、救急 体制の整備	町民満足度 調査	点	28		31	◎	



## 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 医療体制・連携の維持強化	①地域の適正な医療体制を確保するために、医師・看護師確保対策及び病院の運営に対して必要な支援を行います。	A	◆ プロジェクト 3
	②高度救命救急医療の確保のため、ドクターヘリの安定的運行など救急医療の体制強化を支援します。		
	③町民が安心して地域の医療機関を受診できるよう、また、必要な医療が的確に提供されるよう、医療機関・行政・関係機関が情報の共有を図り、技術連携も視野に地域医療連携の体制づくりや診療科目の充実を推進します。		
2. 医療受診への支援	①乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障がい者に対する医療費助成を継続して実施します。	B	
	②高校生世代までの医療費助成を継続実施して、医療受診の負担を軽減します。		
3. 健康保険事業の適正な運営	①広報などによる国民健康保険制度の情報発信を行い、制度への一層の理解が得られるよう努めます。	B	
	②国民健康保険税の滞納者に対してはきめ細かな対応をし収納率の向上を目指し、適正な事業運営に努めます。		
	③レセプト点検や医療費通知を通じて、適正な保険医療費の執行に努めます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町内の病院運営者による医師等の人材確保が活発化し、安定的な病院運営が継続されることを目指します。
- 摩周厚生病院をはじめ他の医療機関や関係機関と行政の救急医療体制を強化し、救急救命医療の確保につなげます。
- 医療機関相互の連携と行政・関係機関との協力関係を強固なものとし、効率的な医療の提供体制をつくります。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政は医療受診や健康保険に関する様々な情報を「確実に」「わかりやすく」町民に提供し、町民は健康維持への取組や保険制度への理解・協力などにより健康保険事業の安定運営に協力します。

## 【現状と課題】

## (福祉社会の充実)

本町では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も誰もが住みやすい町を目指し、地域福祉の充実に向けて、地域の中で支えあいや相談ができるような、体制づくりを進めています。

しかし、社会情勢の不安定さなどから心身の健康を阻害され、自立した生活を送ることができない人が増加しています。

このため、地域での支えあい体制の充実に加え、心の健康づくりへの対応として、障がいや精神疾患に対して基礎的な知識をもって早期発見やサービスへの橋渡しができる人材の育成が求められています。

## (高齢者福祉の充実)

本町の高齢化率は、10年前の平成18年3月末は約28.3%でしたが、平成28年3月末現在では約36.4%と高齢化が進行しています。

高齢化の進行に伴い、要介護者や認知症高齢者が増加しています。介護者自身も高齢者であるケースも多く、介護に要する負担が大きくなっています。また、認知症高齢者の金銭や財産の管理などの権利擁護や認知症を抱える高齢夫婦世帯の介護負担の軽減などの観点から支援の必要性が高まっています。

このため、高齢者の社会参加支援や生活支援、介護予防、介護事業の推進など、高齢者が自立し、生き生きとした生活を送れる環境づくりが求められています。

## (障がい者(児)福祉の充実)

平成25年に、障がい者(児)が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした障害者総合支援法が施行されました。

本町における障がい者(児)の日中活動を行う事業所への通所は、スムーズに行われていますが、まだまだ一般就労に結びつくケースがほとんど無く、就労先も確保されていない状況にあります。

このため、障がい者(児)の社会参加や地域での自立した生活に向けて、必要な環境の整備が求められています。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「共同生活住宅の開発を」 「高齢者社会を見据えた福祉施設の充実」  
「老人が元気に暮らしているまち」 「グループホーム等施設の充実」
- 町民アンケート 「地域みんなの支えあい的大事」 「地域密着した医療・介護サービスの充実」  
「ホームヘルパーの不足」 「老人の下宿屋がほしい」 「老人が安心して暮らせるまちにしてほしい」  
「障がい者の特性を理解したジョブコーチ的な人材の育成を」 「障がい者向け入浴介助受入の仕組みづくり」
- 団体アンケート 「福祉に携わる人材の育成と確保の取組を」 「誰もが気軽に相談できる窓口が必要」  
「高齢者の社会参加への支援活動を」
- 高校生アンケート 「老人と子どものふれあいがある」 「自然豊富でお年寄り住みやすい」
- 中学生アンケート 「助け合えるのが宝」
- 高校生ワークショップ 「介護施設が少ない」
- ふるさと会アンケート 「町全体を福祉のまちにして管内の重要拠点に」 「高齢者に優しい福祉のまちとして設備の充実を」
- 地域懇談会 「廃屋化したホテルを老人施設に」 「高齢者の集える施設やスポーツ施設を」

## 施策 3-2-1 福祉社会の充実

### 施策の目的・方針

誰もが安心して住みやすいまちとなることを目指し、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。また、関係機関との協力関係を強化し、適切な相談支援が行える体制をつくります。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
社会福祉組織の数	福祉こども課 調べ	団体	2	2	2	◎	2
福祉施設の整備や福祉サービスの充実	町民満足度調査	点	42		48	◎	
市民後見人養成数	福祉こども課 調べ	人	-	-	28	-	45

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 地域の支えあい体制の構築と人材育成	①町民誰もが安心して住みやすいと実感できるまちを目指し、福祉環境の整備や地域福祉組織の充実を図ります。	A	◆ プロジェクト 3
	②地域福祉を推進する多様な担い手づくりの育成を積極的に支援します。		
2. 相談支援体制の充実	①生活困窮者などの相談体制の充実に努めます。	B	
3. 生活支援	①生活困窮者やひとり暮らしの高齢者などが自立し安定した生活が送れるよう、対象世帯へのサービス・支援の充実を図ります。	A	

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町民は地域における身近な福祉活動やボランティア活動などにより、地域の福祉ネットワークづくりに主体的に取り組めます。
- 行政は地域福祉の拠点づくりや人材育成に関し、社会福祉協議会など福祉事業者・団体との連携を強化します。
- ひとり暮らしの高齢者については、社会福祉協議会やNPOなどの事業者や地域と行政が連携して見守り支援する体制をつくります。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政は生活困窮者などに対する相談体制の充実に努め、民生委員など地域との連携を強化し、自立を支援します。

## 施策 3-2-2 高齢者福祉の充実

### 施策の目的・方針

高齢者が住みなれた地域で元気に生き生きとした暮らしが送れるよう、生きがいづくりや介護予防を中心とした健康維持、介護サービス、地域支えあい体制などの充実を図ります。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
高齢者一人あたりの年間平均医療費減少（国民健康保険加入者）	健康推進課調べ	円	-	-	504,147	-	510,398
介護予防事業に関わるボランティア数	健康推進課調べ	人	21	30	68	◎	100
介護予防サークル数	健康推進課調べ	団体	7	8	8	◎	10
在宅福祉サービス利用者登録者数	福祉こども課調べ	人	259	300	312	◎	300

施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 高齢者の地域生活支援	①福祉バスの運行や、介護用品支給など、高齢者が地域で暮らすために必要な生活支援を行います。	A	◆ プロジェクト 3
	②高齢者の知識や技術、経験を活かした社会参加を促進し、就労環境や生きがいつくりの環境を整備します。		
	③高齢者の学習ニーズに対応した生涯学習機会の拡充、老人クラブの活性化など生きがいつくりへの支援を図ります。		
2. 高齢者サービス基盤整備	①老人ホーム俵和園の待機者の減少と利用者の生活向上を図るため、道の介護保険支援計画に基づき整備を進めます。	B	
	②デイサービスなど高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者サービスの基盤整備を検討します。		
	③民間事業者による施設整備に対する支援を検討します。		
	④サービス付高齢者住宅などの可能性について引き続き検討していきます。		
3. 相談支援体制の充実	①関係機関との連携により、高齢者の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的に支援していく総合相談支援体制の充実を図ります。	A	
4. 介護予防の推進	①寝たきりを作らない・要介護者に移行しないことを目的に、理学療法士等専門職が支援を図ります。	A	
	②介護予防サークルや老人クラブ等の教室活動を支援するとともに、地域での交流や生きがいのある生活を送れる体制作りを推進します。		
	③全ての高齢者の状況把握を行い、適切な介護予防サービス等につなげる体制を構築します。		
5. 介護サービス基盤整備	①高齢化の進展に伴う単身・夫婦のみ世帯の増加に対応するため、介護サービスの必要な高齢者への在宅サービスの提供体制確保と質的な向上に努めます。	A	
	②多様化する介護ニーズに対応できる人材の育成確保や、介護サービス提供事業者への支援を図ります。		
	③介護を要する状態となっても地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供し、住み慣れた地域で生活ができるよう体制を整えます。		
6. 介護保険事業の適正な運営	①介護保険事業の健全化・安定化のため、介護保険サービスの需要供給関係を見極め、給付費の適正化を図るとともに、可能な限り保険料負担の増加を抑制する事業運営に努めます。	B	
	②確実に進展する高齢化とそれに伴う制度改正の動向を十分に見極めた介護保険事業計画の策定・実行に努めます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 地域による支援ネットワークを構築し、行政による多様なサービスとの連携により、地域で高齢者を支える包括的なケアシステムを推進します。
- 高齢者の社会参加を支援するために、事業者や行政が連携して活動の場を提供します。
- 町民や地域、行政・関係機関がそれぞれの役割を担い、相談や高齢者の虐待防止などに対処する体制づくりに取り組みます。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 高齢者福祉施設の整備については、事業者や地域の協力を得ながら運営する形態の施設を視野に入れて検討します。
- 介護サービスについては、需要供給関係をしっかり見極めて介護事業の運営を安定化させるために、町民の協力を得ながら的確なニーズ調査や高齢者の状況把握などを行います。



### 施策 3-2-3 障がい者(児)福祉の充実

#### 施策の目的・方針

障がいのある人が、地域で自立して安心して暮らせるよう、必要なサービスや生活・社会参加支援と相談支援体制の充実を図ります。

#### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
福祉施設から地域生活への累計移行者数	福祉こども課調べ	人	1		5	◎	
福祉施設から一般就労への累計移行者数	福祉こども課調べ	人	1		2	◎	
自立支援や在宅援護など障がい者(児)福祉制度の充実	町民満足度調査	点	45		46	◎	

#### 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 障がい者の地域生活支援	①障がい者等協議会との連携を強化し、障がい者(児)の情報把握・共有を行いながら、的確な支援・サービスへとつなげていきます。	B	◆ プロジェクト 3
	②発達に心配のある幼児・児童やその保護者に対しての相談支援を充実させるとともに、児童相談所など専門機関との連携を強化します。		
	③障がいに関する福祉制度の活用について、情報提供サービスの充実を図ります。		
	④障がい児に色々な体験の場を提供することで成長の発達を図るとともに、保護者の休息等を確保するため社会福祉協議会で実施しているレスパイト事業を協力支援します。	A	
	⑤障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に社会活動への参加ができるよう総合的な支援を図ります。		
	⑥就労支援事業所に対し必要な支援を行い、障がい者(児)の社会参加への環境整備を促進します。		

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
3. 福祉サービス基盤整備	① 障害者総合支援法や介護保険法などに基づくサービスの提供を確実に実施します。	A	
	② 多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成確保や、福祉サービス提供事業者への支援を図ります。		
	③ 障がい児については、個々の発達プログラムに合わせた療育支援を放課後等デイサービス事業として実施し、関係機関との連携を図りながら個々の成長発達を促します。		
4. 相談支援体制の充実	① 障がい者（児）に係わる相談サポート体制を充実し、地域で自立した生活が送れるよう支援します。	A	
	② 地域住民や関係機関と障がいに係わる情報を共有し、役割分担の明確化を図ります。		

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 行政は、町民が障がい者（児）について理解を深め、障がい者（児）が安心して生活できる環境づくりや社会参加への支援が図られるよう、社会福祉法人などの活動への支援や情報発信を積極的に行います。
- 行政は、障がい者（児）に対する福祉サービスの提供や福祉ニーズに対応できる人材の育成を、サービス提供事業者や社会福祉法人・NPOなどと連携して行い、地域全体で障がい者（児）を支える体制をつくりまます。

#### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 障がい者（児）の情報把握については、地域や障がい者等協議会などとの連携・協力により行い、的確な支援・サービスにつなげます。

## 【現状と課題】

(安心して妊娠・出産・育児できる体制づくり)

本町における年間出生数は減少傾向にあり、町では、不妊に悩む方を対象とした特定不妊治療の助成や、町内に産婦人科がないため、健康な妊娠期を過ごせるよう、妊婦健診の費用助成を行うなど、経済的な支援をしています。また、家庭基盤ができていない妊婦に対しては、家庭訪問や相談活動を実施するとともに、望まない妊娠を避けるため思春期教育にも努めています。このほか、出産後は、保護者へ手当を支給するなど経済的な支援も充実しています。

育児不安を抱える親については、全戸家庭訪問の実施や子育てアンケートにより育児不安の早期把握をし、職員による支援活動の拡大及び家庭訪問による育児相談、情報提供の充実を図り、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう包括的な支援を行って参ります。また、子育てサポート制度や子育て支援センターの活用などを勧めています。子育て支援センターでは、相談内容も多様化してきていることから、職員にも高いスキルが要求され、資質向上のために研修の実施も必要となっています。

今後も、子育て支援センター機能を生かしながら、町内施設も利用した支援活動の拡大及び家庭訪問による育児相談、情報提供の充実が求められています。

また、自治会など地域における子育て支援についても検討を進める必要があります。

## (子どもが安全・安心に暮らせる環境づくり)

就労する母親等が増え、町内の公立保育園では、子育てと仕事の両立のために産休・育休明けからの3歳未満の入園希望が多く見られ、近年の園児数は90人前後で推移しています。

放課後児童クラブ等の利用者数は、増加傾向にあり、多くの児童へ「遊び」と「生活」の場を提供しています。各クラブ等では、平日は18時までの保育、土曜日や長期休業期間は一日の受入れを行い事業内容の充実に向けて努めています。利用者数の増加により、支援員の増員も図られていますが、様々な児童への対応については、職員数の確保とともに高いスキルが必要となっています。施設についても、老朽化が進んでおり、児童の安全な環境を確保するための維持管理はもちろん、学校施設への移転などが求められています。

今後も、子育てと仕事の両立を支援するとともに、働く親達から信頼され、安心して児童を預けられる保育施設やサービスの充実、子ども達が安全で安心して放課後の時間を過ごせる環境づくりが求められています。また、平成27年4月から「子育て支援新制度」がスタートし、当町でも子ども・子育て関連3法に基づいた、5年を1期とした「弟子屈町子ども子育て支援事業計画」を策定し、新たな枠組みで、子育ての在り方や放課後児童対策の体制整備が進められます。さらに、虐待の防止や早期発見、早期対応に向けて、本町では、要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関の連携・情報交換、個別ケース検討会議の実施等を行っています。町民全体による子ども達の見守りができるよう、虐待防止について広報するなど、地域全体で見守る体制づくりも進めています。

また、不審者対策や登下校の安全対策のために、地域の高齢者などが子どもサポート隊としての活動や交通安全街頭指導などを行っています。また、「子ども110番の家」など緊急時に子ども達が駆け込んで危険から逃れる対策も整備されています。

今後も、更に子どもが健全な環境のもとに生活していけるよう虐待の予防と早期発見・早期解決のほか人材を活用しての見守り、指導活動など地域全体で子どもを育てる体制の強化が求められています。

## 【町民の声】



- まちづくり町民会議 「出生者が少ない」 「児童館の老朽化が問題」
- 町民アンケート 「安心して出産できれば若者も残留する」 「子育てに必要な医療の充実を」「親子サークルの活動を土日にも開くと仕事している親も参加できる」
- 高校生アンケート 「人口減少が残念、もっと子どもを産んでほしい」
- 中学生アンケート 「大人と子どもの交流があまりない」
- 高校生ワークショップ 「出産したら野菜詰め合わせプレゼント」 「子ども達が安全に遊べる公園を」
- 地域懇談会 「保育園が少ない、遠い」

施策 3-3-1 安心して出産・育児できる体制づくり

施策の目的・方針

少子化の流れを食い止め、次代を担う子ども達が健やかに育つよう、出産と育児の支援体制の充実を図ります。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
子どもを安心して産み育てるための保険医療の充実	町民満足度調査	点	36		41	◎	
マタニティ教室受講率	健康推進課調べ	%	23	24	12.9	×	25
乳幼児健診受診率	健康推進課調べ	%	95	97	98	◎	100
養育手当受給者数	福祉こども課調べ	世帯	-	-	26	-	
合計特殊出生率の向上			-	-	1.57	-	1.6

施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 結婚観・家庭観の醸成と支援	①地域で家庭を築きたいと思う人を増やすため、結婚観や家庭観を醸成するとともに、イベントの開催等をはじめとする婚活支援を行います。	A	
2. 妊娠・出産の支援	①健康な妊娠期を過ごし出産を安心して迎えるために、定期健診の促進や訪問・相談の実施などの充実を図ります。 ②特定不妊治療を受けている人の経済的負担の軽減を図るため、治療費助成などの支援を行います。	B	◆ プロジェクト 3
3. 乳幼児母子の健康づくり	①母子共に乳幼児期を健康に過ごせるよう、乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図ります。	B	

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
4. 家庭での子育て支援の確立	① 予防接種に対する助成を継続し、疾病予防を図ります。	A	◆ プロジェクト 3
	② 養育手当の支給など、養育時の経済的負担を軽減すべく、乳児養育に係わる経済支援の更なる充実を図ります。		
	③ 父親が育児に参加できるよう、啓蒙活動や講習会の実施などに取り組みます。		
	④ 育児休暇が取りやすい社会の体制づくりを検討します。		
	⑤ 子育て家庭のサポートを強化するため、特定保育・病時保育の環境整備や保育ママの養成など人材育成・確保にも取り組みます。		
	⑥ 思春期教育の支援など、妊娠・出産に関する知識の啓発と母性父性の育成に努めます。		
5. 相談支援体制の充実	① 育児の孤立や不安を解消するため、相談体制の充実や子育て親子の交流の場の提供に努めます。	A	

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 事業所は従業員の子育てを応援する職場環境をつくり、行政は働きながら育児ができる環境整備に取り組みます。
- 行政による支援体制の整備により、子育て家庭に対する地域住民の理解やサポート、交流の活発化を図ります。

#### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 乳幼児母子の健康づくり事業や学生に対する思春期教育などについては、地域や学校・幼稚園などとの協力関係を強化し充実を図ります。

施策 3-3-2 子どもが安全・安心に暮らせる環境づくり

施策の目的・方針

生活スタイルの変化などにより多様化している様々な保育ニーズに応えるため、保育園や放課後児童クラブなど保育機能の充実を図ります。

また、子どもを巻き込んだ犯罪や、社会問題化している児童虐待・家庭内暴力・貧困等の問題を防ぐため、まち全体で子どもを見守ることができる体制づくりを推進します。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
保育園開放事業の利用乳幼児数	福祉こども課調べ	人	120		120	△	
放課後児童クラブの利用児童数	福祉こども課調べ	人	23,657	24,900	25,350	◎	25,600
保育所など地域の子育て支援サービス体制の充実	町民満足度調査	点	46		50	◎	
こども110番の家登録件数	教委管理課調べ	件	97	102	130	◎	130

施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 保育事業の充実	①様々な保育需要に対応した利用しやすい保育事業の運営を進め、乳幼児の保育（養護と教育）の充実を図ります。	B	
	②幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園への移行の検討と、子育て支援の一元化を進めます。また、同園と小学校の連携を深めます。		
	③園開放による遊び場の提供など、子育て支援機能の充実に努めます。		
	④特別支援を必要とする子どもの保育を充実させるため、保育士等の人材育成を図ります。		
	⑤保育園のない地域でも適切な保育の確保に努めます。		

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
2. 児童の放課後活動の充実	①放課後や学校の長期休暇を安全に過ごせるよう保護者代わりに家庭的機能の補完をしながら、「生活」と「遊び」の場を提供し、子どもの健全育成を図ります。	B	◆ プロジェクト 3
	②放課後児童クラブのない地域でも子ども同士がふれあえる場の提供について検討します。		
	③様々な児童に対応できるよう、職員の人材育成を図ります。		
3. 児童虐待等の防止	①関係機関との連携により、児童虐待の未然防止や早期の発見・解決を図ります。	B	
	②要保護児童など援助を必要とする子どもとその家庭に対し適切な対応が行えるよう、関係機関と情報を共有し支援体制を整えます。		
	③乳幼児の子育てにおける保護者のストレスや悩みを解消するため、家庭訪問の実施やいつでも相談できる体制の整備を進めます。		
	④子どもの貧困の実態を調査することで現状を把握し、町に住む全ての子ども達がそれぞれの夢と希望を持って成長していける地域社会の実現を図ります。		
4. 地域ぐるみでの子育て支援	①高齢者子ども見守り体制の強化や子育て優良企業の表彰など、地域や学校、関係機関と連携しながら地域全体で子どもと子育て家庭を見守るネットワークづくりを図ります。	A	
	②こども館においては、子どもの安全・安心が確保できる居場所として、「遊び」や「生活」を通し子どもの健全育成を図ります。		
	③子どもの安全な居場所が確保できる場の提供について、児童クラブの空き教室の活用などを検討します。		



## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

○学校・家庭・地域が連携しあい、子どもを地域全体で見守りながら、子どもの事故防止や虐待防止に努めます。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

○行政は子育て支援センターや保育園開放、イベント開催などにより親子交流の場を提供し、町民は積極的に参加・協力をして親子家庭同士のつながりを強めます。

○放課後児童クラブの運営については行政と家庭・地域との信頼・協力関係を強め、放課後児童の健全育成に努めます。

○町民や地域は、子どもがふれあえる場所の提供に協力します。

○児童の虐待行為については、行政と関係機関の連携を強化して対処するほか、地域住民の協力も得ながら未然防止や早期の発見に努めます。

## 【現状と課題】

## (公衆衛生の向上)

本町においては、上下水道や温泉給湯施設の整備・維持管理、公衆浴場や墓地・火葬場の運営、保健衛生の向上に向けた取組を通して、公衆衛生の確保を図ってきました。

本町の水道施設については当初整備から約50年が経過し、老朽化が進んでいることに含め、石綿管も埋設されており、併せて計画的な水道施設の整備、施設の耐震化が必要となってきました。

近年においては人口の減少等の理由により、水道事業収益の減少が見受けられることから、効率的な維持管理かつ水道事業の健全運営により、安全で安心な水道水を供給していくことが求められています。

町営の温泉給湯施設についても同様に老朽化の著しい設備を抱え、機器の停止や漏湯時の復旧についての対応に苦慮している状況にあります。

温泉はこれまで健全な運営に努めてきていますが、今後は、大規模な設備改修が必要となってくることから、改築・修繕に伴う費用対効果の検証や、新たなエネルギーとしての利用等も視野に含め、今後の温泉事業の将来方針の検討が求められています。

下水道については、平成6年度より事業に着手し、平成27年度末現在、水洗化率（水洗化人口/供用開始済人口）は77.8%に達していますが、啓蒙普及活動を執り進めるとともに、水洗化率の向上に努める必要があります。

今後も下水道事業計画区域内の効率的な整備を進めるとともに、川湯温泉地域・川湯駅前地域・美留和駅前地域の汚水処理方法を検討しなければなりません。また、処理場機械設備の更新・耐震対策や下水道汚泥の有効活用等についても検討する必要があります。

下水道事業区域外については、合併浄化槽等の設置を促進して生活環境の改善に向けた取組を急ぐとともに、浄化槽処理機能の安定化が図られるよう設置者の適正な維持管理も求められます。

また、公衆衛生における大きな課題として、公衆浴場「泉の湯」の存続問題があります。町民の生活環境の改善と健康の保持増進を図ることを目的に昭和50年にオープンした公衆浴場「泉の湯」は、施設の老朽化に伴う修繕費用の増加や公営住宅の建替（浴室設置）による利用客の減少などから厳しい浴場運営となっています。さらに、建物耐震診断において、危険性が高いとの結果が出ていることから、今後施設の継続について結論が求められています。

## (快適な生活空間の形成)

本町の市街地は、歴史的に釧路川の両岸に発展した弟子屈市街地区と硫黄採掘のための宿場として開けた川湯地区及び農村地帯や鉄道の駅を中心に発展した複数の集落で形成されています。近年、郊外においては、離農跡地や原野に、温泉資源を活用した一般住居や別荘などの建設が増えてきています。居住地が広範囲に広がると生活基盤整備のための財政需要が高まることもあり、町なか居住への展開が課題になっています。このため、適正な保護と活用のゾーニングを定める土地利用計画に基づいて、弟子屈らしい水と緑を生かした、機能的でゆとりと潤いのある魅力的な市街地整備を進めています。

今後は、地域活性化のために市街地内に人が集まって賑わいを生むまちなみや既存の施設の有効活用、災害対策、魅力ある温泉まちとして市街地の再生などが課題としてあげられます。

また、高齢化が急速に進展している中で、バリアフリー化の推進など高齢者等に配慮した住宅の普及促進、老朽化が進む公営住宅の効率的なストック活用と適正な管理戸数の確立、民間活力による良質な賃貸住宅や住宅地の供給、空き住宅の有効活用などを進めていく必要があります。

現在、本町の主要な公共交通機関としてバスと鉄道が運行されています。バスは町民の通学、通院、買物の足として、鉄道は高校生の通学や近隣の中核都市である釧路市への移動などに利用され、高校生や高齢者等の車が運転できない交通弱者の貴重な交通手段となっていますが、近年その利用客数は減少傾向にあります。

バス路線については、補助金なしでは維持出来ないのが現状であり、町の財政に及ぼす影響も小さくありません。このため、交通弱者の移動の足として、引き続き維持する必要がある、今後とも最低限の路線の維持・確保に向けて、利用者数の増員対策による運賃収入の増収及び補助金の低減に向けた取組が求められています。

利用者を増やす工夫としては、通学や買物、通院に配慮した路線の見直し・再検討、デマンド交通の検討、鉄道、バス、ハイヤーなど異なる交通体系の連携による利用者ニーズへの対応、観光交通との一体的な取組による新たな利用者層の開拓や観光利用を意識した路線やダイヤの検討などが必要です。

地域交通体系の構築に向けた取組は、当初観光交通の側面から検討が進められてきましたが、今後は生活交通を含め、本町全体における地域の総合的な交通体系の検討が求められています。

また、移動を支える生活基盤である道路網についても、総合的な交通体系の検討とあわせて、高速道路の早期開通に向けた活動や雪道の安全など、快適な通行確保に向けた取組を進めていくことが求められています。

## 【町民の声】

●まちづくり町民会議 「水道水がおいしい」 「温泉があるが共同浴場が少ない」 「街並みに統一のイメージがない」 「空き家が目立つ」 「商業ゾーン周辺への高齢者住宅配置」 「温泉まちの情緒がない」 「1時間以内で3つの空港にいける」 「公共交通手段が不便」 「交通弱者対象の買い物バス、タクシーの運行」

●町民アンケート 「川湯地区の水洗化が課題」 「温泉施設の改修にお金を使ってはどうか。温泉手形なども」 「犬猫のふんにがっかり」 「温泉をもっと活用できる施設を考えてほしい」 「水郷公園の池が汚い」 「医療や買い物が心配。コンパクトなまちづくりを」 「公園やトイレの維持管理が問題」 「公営住宅が狭くて古い」 「街の中に散歩しながら交流する場所が欲しい」 「車がない人や老人たちが利用できる巡回バスがあるといい」 「生活道路の基盤はしっかりやってほしい」

●団体アンケート 「花いっぱい運動は必要」

●高校生アンケート 「公園に犬の糞が落ちていることが課題」 「町全体に花を置いたりもっと明るく」 「2デイズエコパスポートはとてもよい」

●中学生アンケート 「公園が整備されていない」

●高校生ワークショップ 「温泉料金を安くして客を呼び込む」 「崩れそうな建物が多い」 「デートスポットがない」 「川で遊べる場所を」 「通学路の除雪が不満」 「バスの便数・路線が少ない」

●ふるさと会アンケート 「昔の共同浴場が街の中にあればよい」 「河川の保全改修に意を留めてほしい」 「釧網線の下車を多くするよう考える」

●地域懇談会 「高齢者でも暮らせる街づくりが重要」 「中心街の空洞化」 「道路の歩道整備が遅れている」 「高齢者の移動手段の充実を」

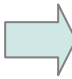





施策 3-4-1 公衆衛生の向上

施策の目的・方針

快適な生活に欠くことのできない水道水や温泉の安定供給を図るため、老朽化の進んでいる管路や水道温泉施設の更新を継続して行い、併せて緊急時の対応に備え管路網図を整備します。また、下水道・浄化槽施設についても普及を推進し、生活環境の一層の向上を図ります。

また、公衆浴場や墓地・火葬場の運営、保健衛生の向上に向けた取組について、現在の町民需要に応じた改善方法の検討を行い、日々の生活における心身の安らぎと癒しの確保を図ります。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
水道・温泉の漏水等による事故件数	水道課調べ	件	22	14	13	◎	6
有収率(水道料金を課した水量/浄水場から送り出した水量)	水道課調べ	%	86	88	78	×	90
汚水処理普及率	水道課調べ	%	68	71	78	◎	86
公衆浴場の年間利用者数	環境生活課調べ	人	28,219		27,329	×	
狂犬病予防接種率	環境生活課調べ	%	71.7		67.4	×	
畜犬の不適正飼育等の報告件数	環境生活課調べ	件	22		2	◎	

施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 水道水の安定供給	①水道施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路及び配水施設等の長寿命(耐震)化も含めた整備を進めます。	B	
	②断水事故等不即時の瞬時的な対応を図るため、管路網図を整備します。		
	③コスト低減による水道事業経営の合理化・効率化に努めると共に、施設維持管理の民営化を検討・推進していきます。		

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
2. 温泉の安定供給	①温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路及び給湯施設等の整備を進めます。	B	
	②泉源の適地調査及び諸効果を適切に判断し、新たな温泉井戸の開発を検討します。		
	③コスト低減による温泉事業経営の合理化・効率化に努めるとともに、施設維持管理の民営化を検討・推進していきます。		
3. 下水道・浄化槽の整備	①快適な生活環境の構築及び自然環境の保全を目的として、川湯・美留和地区における排水処理対策を進めます。	A	
	②下水道計画区域外で生活排水対策の緊急性が高い地域については排水処理に関する基本計画を策定し、整備事業による浄化槽の設置を促進していきます。		
4. 公衆浴場の運営	①町営浴場「泉の湯」については、老朽化や利用者の減少といった厳しい状況を踏まえ、今後の運営管理や新たな方策について検討を行います。	A	
	②町営以外の公衆浴場については、関係機関と連携して、適切な運用を図ります。		
5. 墓地・火葬場の維持	①墓地内の利便性向上に努め、地域住民との協働による維持管理や環境整備を推進します。	A	
	②火葬場施設の保守点検や補修を計画的に実施し、安定した運営管理の継続に努めます。		
6. 保健衛生の向上	①関係機関である保健所と連携して、食品事業者の食品衛生・安全に対する意識の向上を図ります。	A	
	②畜犬及び野犬による人や家畜動物への危害を防止し、安全保持のための飼育者への指導を徹底します。		
	③畜犬の正しい飼い方について、広報等による周知徹底・啓発に努めます。		
	④町内で発生する蜂の巣及びカラスの巣の撤去を行い、安全・安心な住環境づくりに努めます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 下水道施設が整備された地域の住民は速やかに接続をして、生活環境や自然環境の美化・保全に協力します。下水道が未整備の地域の住民においては適正な排水処理を心掛けるようにし、行政は排水対策の緊急性が高い地域について計画的な整備を行います。
- 公衆浴場の今後のあり方について、町民の参画を得ながら検討を行います。
- 墓地内の環境整備については町民と行政との協力関係により日頃から清潔な空間を保ち、安心して墓地を利用できる環境を維持します。
- 町民は犬などの動物飼育について、他者に迷惑を掛けず愛情と責任を持ち、行政は飼い方のルール等について周知徹底に努めます

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政は上・下水道や温泉供給施設の計画的な整備と安定供給に努め、町民は適正な使用（節水、異物を流さない等）を心掛けます。
- 行政は水道事業の効率化やコスト縮減に努め、特に高い専門性が求められる施設維持管理について、民間の水道事業者による管理などの協働体制も視野に検討していきます。







## 施策 3-4-2 快適な生活空間の形成

### 施策の目的・方針

弟子屈の地域特性を生かした景観形成、弟子屈らしいゆとりある住環境整備、高齢化社会を念頭においたコンパクトな市街地整備などの課題を総合的に調整し、快適な生活を送ることのできる居住空間の形成を目指します。

また、生活の利便性向上や産業の活性化などに応える交通手段の維持・充実を図るため、地域公共交通の確保や新たなシステムの創出、道路交通網の整備促進に取り組めます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
町の住宅建築・リフォーム等の住宅補助・助成制度を活用した年間新規件数	建設課調べ	件	4	5	76	◎	75
公営住宅の管理戸数	建設課調べ	戸	670	610	646	○	524
公園、子どもの遊び場、散策路の整備	町民満足度調査	点	42		39	×	
安全な通行と輸送などのための道路整備	町民満足度調査	点	48		42	×	
自宅周辺や幹線道路の除雪や排雪	町民満足度調査	点	47		39	×	
生活交通バスの利用者数 (市内線・川湯線・美留和線)	環境生活課調べ	人	37,350	38,000	27,822	×	38,000

### 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 魅力的で暮らしやすい街並み形成	①計画的な土地利用の推進により市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能がコンパクトに集積した市街地の形成を図ります。	A	◆ プロジェクト 3
	②街並みの景観整備については、優れた自然環境や温泉街、釧路川の整備と連携した「かわまちづくり」など本町独自の特色を生かすとともに、おもてなしの心をもった景観形成を促進します。		



施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
2. 公共交通の維持	①生活交通としてバス路線の確保維持に努めるとともに、異なる交通モード（鉄道、ハイヤー等）との連携やデマンド交通など、新たな公共交通の可能性についても検討を進めます。	A	◆ プロジェクト 3
	②JR釧網線の路線維持のため、活用拡大に取り組みます。		
	③観光周遊交通と地域生活交通との連携を推進します。		
3. 住み良い住宅づくりの推進	①バリアフリー化や省エネ化などの住宅リフォームに対する相談窓口の設置や住宅建設促進事業など支援制度の充実を図ります。	A	
	②高齢者や障がい者が安心・安全に暮らせる住宅の建設・リフォーム方法について普及・啓発に努めます。		
	③防災や福祉施策と連携した住宅整備に関する建築士勉強会などを開催し、良好な住環境の形成を図ります。		
4. 空き住宅等の管理と有効活用	①弟子屈町空き家等対策計画に基づいて、適正に管理されていない空き家への処置を実施するなど、安全で安心な住環境づくりに努めます。	A	
	②空き家対策と住宅供給を結びつけて定住など地域の活性化につなげる空き家バンクを推進します。		
5. 公営住宅の適正化	①公営住宅等長寿命化計画により、既設の公営住宅の適正な管理と運用を図ります。	A	
	②計画的な建替・補修整備による居住水準の向上とセーフティネット機能の強化に努めます。		
6. 公園施設の整備と活用	①公園・緑地については、都市計画マスタープランや緑の基本計画、及び公園長寿命化計画に基づき、防災拠点などの適正な配置、改修、維持保全を促進します。	A	
	②町民の利用がより高まる公園の管理と運用に取り組みます。		
7. 生活道路の充実	①町道の改良舗装、維持補修を進め、車両の安全交通や地域住民・観光客の通行ニーズに対応します。	B	
	②必要に応じた防雪柵や凍雪害防止対策を進めるとともに、除排雪体制の強化を図り、冬期間道路の安全性を高めます。		
8. 国道・道道の充実	①観光客の利便性や物資輸送車両の安全な交通を確保するための対策として、国に対し地域高規格道路の整備促進を要請していきます。	B	
	②地域住民の声を重視した国道・道道への改善・補修要望を随時実施していきます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 行政は土地利用計画に基づくコンパクトな市街地形成を進め、町民参画による景観施策の見直し等を行います。町民や事業者は土地利用や景観形成についての意識を高め、相互の協力関係により魅力的で暮らしやすい街並みを形成していきます。
- 公共交通については行政と関係事業者の連携を強化し、観光交通としての活用や新たな交通形態などの取組により維持・確保に努め、町民は積極的に公共交通機関の利用に努めます。
- 町民は、高齢化による家族構成の変化など生活様式の変化に適した住環境を考え、バリアフリー化や省エネ化などの住宅リフォームや住み替えを積極的に検討し、行政はその相談窓口や住宅建設促進事業などにより安全・安心な住環境づくりを促進します。
- 空き住宅について、不動産業者や住宅所有者などの協力を得ながら、空き家バンク制度の利用促進を図り、情報発信を行います。
- 公営住宅については入居者である町民同士の連携により積極的に環境整備を行い、行政は適正な管理とセーフティネット機能の強化などに努めます。
- 公園について、行政は遊び場や憩いの場・防災拠点としての機能を高める配置や改修・保全に努め、町民は積極的に公園を利用し、環境維持や安全確認などの取組にも協力します。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 町道の維持管理や除雪については行政と委託事業者による整備を行うほか、地域の状況によっては町民との連携協力による管理体制の拡充も検討していきます。

## 【現状と課題】

## (生活安全の確保)

本町では、町内における交通死亡事故ゼロを目指し、弟子屈警察署や関係機関・自治会などと連携して、早朝啓発や特別街頭啓発運動、夕暮れ時のパトライト作戦の実施、幼児から成人までの交通安全教室等を開催し、町民の交通安全意識の高揚を図っています。

本町内における犯罪発生件数はここ数年増加傾向にあり、全国的には近年、金融機関やコンビニエンスストアなどを狙った強盗事件やひったくり、組織的に巧妙化される新手の振り込め詐欺など住民が身近に不安を感じる犯罪が後を絶たないのが現状であり、その防止に努める必要があります。

町民一人一人の防犯意識の高揚を図り、行政機関・団体との不審者情報等の共有化、啓発・啓蒙活動の充実、自主パトロール隊などのボランティアへの支援、防犯灯などの設置の適正化など、犯罪のない安全なまちづくりが求められています。

消費者が安全で安心な消費生活を送ることができる環境整備のため、平成16年に消費者保護基本法が改正され、今日の経済社会にふさわしいものとすべく、消費者基本法が制定されました。

本町においては、多種多様で巧妙化する悪質商法などの消費者問題に対応すべく、町内の消費者団体である弟子屈消費者協会に対して支援をしています。また、消費者協会、警察署等関連機関で構成する消費者被害防止ネットワークを組織し、新たに発生した悪質商法など消費者被害防止のための情報交換を実施しています。

消費生活に係る問題は複雑かつ多様化しているうえ、消費者相談には専門的知識が必要となることから、相談体制の充実や関係機関との連携とともに、消費者被害を防止するための消費者意識の啓発が求められています。

## (災害対策の充実)

本町においては、昭和48年に標茶町とともに釧路北部消防事務組合を組織し、平成17年には鶴居村も加わり、消防対策にあたってきました。本町の火災発生状況は、平成19年までは10件前後で推移していましたが、平成20年以降は5件前後となっており、火災被害は減少傾向にあります。

しかしながら、高齢者社会の進展による独居高齢者の増加や住宅用火災警報器の設置率の停滞などの状況がみられ、今後もさらなる防火体制が必要であり、住民への防災教育と日常の近所付き合いができる環境形成が求められています。

消防体制の充実に向けては、消防士や消防団員のスキル向上や無線デジタル化整備、車両の更新、新設も視野に入れた消防庁舎機能の高度化など、ソフトからハードまで総合的な消防力の充実が求められています。救急需要は増加傾向にあり、ドクターヘリ運航で日中の三次救急医療対応の患者搬送は飛躍的に向上しましたが、夜間及び二次救急医療の輪番病院確保と搬送時間の短縮が課題となっています。

このため、疾病者の救命率向上と病院前救護の質の向上のため、救急救命士の育成や予防救急教育を取り込んだ救命講習の充実などが求められています。

近年、全国各地で地震や洪水など大規模な自然災害が発生しています。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、全国各地での防災計画の見直しの動きを加速させました。

本町は日本海溝・千島海溝周辺型地震地域に指定され、釧路地方北部を震源とする直下型の地震も想定されているほか、釧路川の氾濫による洪水や土砂災害、雌阿寒岳等の火山災害が想定されています。

このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画の見直しや、公共施設及び一般住宅の耐震化の促進、防災マップの作成及び普及、自治会における北海道地域防災マスターの育成及び自主防災組織の整備、災害時要援護者の支援体制強化、防災訓練の充実と住民の防災対策の意識の高揚など、災害に強いまちづくりが求められています。

## 【町民の声】

●まちづくり町民会議 「犯罪が少ない」 「街灯が少ない」 「物価が高い」 「ドクターヘリが導入されて良い」

●町民アンケート 「歩道の整備が課題」 「自然災害の際に避難場所や食糧保管、訓練が必要」

●団体アンケート 「交通安全運動への参加、要請を」 「災害対策のための行政マンのスキルアップを」 「水や食料などの防災備蓄の充実を」

●高校生アンケート 「穏やかで問題が少ないのが宝」 「町の中は明るいけどちょっと外れたところが暗い」

●中学生アンケート 「交通事故が少ないのが宝」 「学校の帰り道に街灯が少なく見通しが悪い」

●高校生ワークショップ 「パトロールの強化を」 「事故をなくすため標識を設置」 「消防署があるのが宝」

## 施策 3-5-1 生活安全の確保

### 施策の目的・方針

車社会への対応や、全国的に多発している凶悪犯罪及び若年層犯罪を誘発する社会環境の変化に対応するため、交通事故や犯罪を無くす取組の一層強化に努めます。

また、巧妙化する悪質商法などの消費者トラブルの未然防止やトラブル発生後の相談支援体制の強化、食の安全に関することなど消費者保護の充実に努めます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
交通死亡事故件数	環境生活課調べ	件	0	0	0	◎	0
犯罪発生件数	弟子屈警察署調べ	件	31		29	◎	
悪質商法や振り込め詐欺などの被害件数	弟子屈警察署調べ	件	0	0	0	◎	0
消費者被害防止活動件数	環境生活課調べ	件	6	8	9	◎	10

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 交通安全の推進	①歩行者の安全・安心な通行確保を図るため、歩道の維持補修及び拡幅整備を行います。	A	
	②町道区画線の整備やカーブミラーなど必要な交通安全施設の整備を行います。		
	③幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施し、交通安全意識とモラルの向上を図ります。		
	④交通指導員等の活動の推進と人材育成に努めます。		
	⑤各自治会と連携した期別運動時における街頭啓発の推進を図ります。		
2. 防犯対策	①警察や防犯協会、自主パト隊など関係機関・団体と情報共有を図りながら、犯罪のない「安全・安心なまち」を目指し、啓発・巡視・見守り活動を展開します。	A	
	②自治会との連携により、既設の防犯灯については維持管理費の削減をしながら、必要な防犯灯の整備を進めます。		
3. 消費者活動の推進と啓発	①弟子屈消費者協会との連携により、消費者トラブルの未然防止などの啓発を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供に努めます。	A	
	②消費者保護の関係機関・団体との連携を強化して情報の共有を図るとともに、専門的知識を持つ職員の育成など相談体制の充実を図ります		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 交通指導員が地域の交通安全指導のリーダー的存在となり、警察など行政機関の協力を得ながら交通安全教育の活動を行います。
- 歩道の維持管理や除雪について、地域の状況によっては町民との連携協力による管理体制の拡充も検討していきます。
- 各自治会において、幼・保育園、学校と連携し、見守りや防犯活動を展開し、警察など行政機関やボランティア団体などとの連携を図ります。
- 消費者協会が中心となり、地域や消費者団体間による情報共有や啓発活動に努め、行政との連携を強化し、人材の育成など相談体制の充実を図ります。

## 施策 3-5-2 災害対策の充実

### 施策の目的・方針

火災などの災害に対し迅速に対応できるよう消防体制の強化に努めるとともに、町民の防火意識を高める取組を推進します。また、救急・救助体制については、救命知識の普及や人員・設備面の一層の強化を図ります。

また、甚大な被害に見舞われた東日本大震災を教訓に、万一の大災害に備えた総合的防災体制を確立し、住民や観光客等の安全・安心の確保を強固なものとし、建物の耐震化促進や治山・治水対策等により、災害の未然防止策の強化を図ります。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
住宅用火災警報器普及率	北部消防調べ	%	78.2	90	89	○	90
火災発生件数 (過去5年平均)	北部消防調べ	件	4.8	3.5	3.4	◎	3
救急講習受講者(年間)	北部消防調べ	人	290	360	226	×	400
災害時避難収容施設の耐 震化率	総務課調べ	%	60	100	92	○	100
災害時食料品の備蓄量	総務課調べ	人分	333	1,240	1,612	◎	1,200
自主防災組織数	総務課調べ	組織	0	12	5	○	37

施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 消防力の充実	①無線デジタル化など消防救急設備の効果的な整備更新を行い、さらなる消防救急体制の強化を図ります。	B	
	②消防職団員の訓練、研修を推進し、活動体制の強化を図ります。		
2. 防火体制の強化	①継続して町民の防火・防災意識の啓発と知識普及を図るとともに、一般住宅用火災警報器の全戸設置を目指します。	A	
	②防火対象物や高齢者入居施設の防火査察・指導を強化します。		
	③消防団の活性化を中心に、地域防災組織の拡充を図ります。		
3. 救急体制の充実	①心肺停止患者の救命率向上と病院前救護の向上のため、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努めるとともに、高規格救急自動車や高度救命用資機材の充実を図ります。	B	◆ プロジェクト 3
	②町民に対し、予防救急教育を取り込んだ救命講習を継続的に実施し、救急発生率の減少と救命率の向上を目指します。		
4. 防災対策の推進	①巨大地震及び噴火災害、雪害等を想定した緊急災害情報伝達の仕組みを作り、防災通信設備の整備を図ります。	A	◆ プロジェクト 3
	②地域防災計画と防災マニュアルについては常に検証と見直しを行い、防災体制の強化充実を図ります。		
	③災害時の資機材・食糧・水等備蓄整備の充実を図ります。		
	④防災訓練の充実と住民の防災意識高揚を図るとともに、自主防災組織や地域防災マスター等の人材育成に努めます。		
	⑤高齢者や体が不自由な方など要援護者の把握に万全を期し、災害時の支援体制強化に努めます。		
	⑥災害時において、隣接自治体と相互協力を行う広域連携体制の構築を図ります。		
	⑦空き家等の管理対策を行い、地震や台風などの災害による破損や倒壊の危険がある施設などへの対応を進めます。		
5. 耐震化の促進	①弟子屈町耐震改修促進計画に基づき、公共建築物の耐震化に積極的に取り組みます。	A	
	②民間建築物の耐震化促進については、「相談体制の整備・啓発・情報発信」「耐震診断・改修のための補助支援制度」「耐震化を担う人材育成と技術力向上」の3つの観点から総合的に取り組みます。		



施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
6. 治山・治水対策の推進	①豪雨などによる自然災害を未然に防止するため、災害予防計画を策定し、危険箇所の減少を図ります。 ②町民の協力や参画による災害に強い山づくりを推進するため、森林が有する国土保全機能の再認識につながる啓発活動を進めます。 ③防災の観点を重視した治山・治水の必要箇所を的確に選定し、国・道が実施主体となる事業の要望を継続していきます。 ④釧路川について、治水上の安全の確保と親水性の向上に十分配慮した整備と管理を必要に応じ国や道と調整・要望していきます。	<b>B</b>

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 各地域の消防団員を防災リーダーとした自治会単位での自主防災組織の形成を目指します。
- 町民や事業所は防災・防火意識を高めて自らの火災対策や避難体制に万全を期し、消防など行政機関は防火査察の徹底や指導・啓発、防火訓練、知識普及の活動に努めます。
- 行政のみならず、町民や事業者自らも防災資機材や食料・水などの備蓄に万全を期します。
- 災害時の要援護者（高齢者や体が不自由な方など）については、常に地域と行政間の情報共有に努めます。
- 町民や事業者は自らの住宅建築物の耐震化を積極的に実施・検討し、行政は情報発信、補助支援、人材育成など総合的な対策に努めます。

#### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 消防など行政による救命講習（応急手当、AED処置など）を継続的に実施し、町民は積極的に参加し知識の取得に努めます。
- 地域防災計画や防災マニュアルの検証・見直し作業には町民も参画し、地域の実情に合わせた効果的な防災対策に努めます。
- 林野火災など森林災害対策を目的とした山づくり活動に町民は積極的に参加・協力します。

## 基本目標 4 豊かな心を育て、文化を大切に するまちづくりを進めます

### 育 まちづくりの柱 4-1 学校教育の充実

- 施策 4-1-1 義務教育環境の充実
- 4-1-2 高等教育支援の充実
- 4-1-3 幼児教育の充実
- 4-1-4 まなびの向上

#### 【現状と課題】

本町では、次代を担う子ども達に、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するため、「信頼される学校づくり」と「学校・家庭・地域の連携強化」に向けて学校教育を推進しています。

幼児教育においては、幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園への移行など子育て支援の一元化や、保育園・小学校との更なる連携強化が求められています。

本町の学校数は平成27年度の昭栄小学校の閉校により小学校5校、中学校2校となり、児童生徒数は減少傾向にあります。

本町ならではの教育として、身近な環境問題に取り組む学校版環境ISOや植樹活動、地域の自然や歴史文化についての体験学習、職業体験活動、姉妹都市との相互交流、北海道教育大学との相互協力協定に基づく教育連携及び小規模校間の集合学習、食育指導などを実施してきました。これらは本町の未来を支える人材育成の基礎であり、更なる充実が求められています。

今後は、学習習慣や生活習慣の改善を進め、「生きる力」の要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を図る必要があります。その実現に向け、的確な実態把握をはじめ、学校・家庭・地域の連携強化、教職員のスキルアップなどが求められています。

また、児童生徒に対する教育環境の向上を図るため、保護者の負担軽減施策や健康管理、通学体制の整備など様々な側面からの支援が求められています。

施設面においても、学校施設の耐震化や改修の検討など計画的な整備が求められており、老朽化した教職員住宅についても改修や解体、さらには民間物件の活用を含めた整備手法の検討が必要です。また、HACCP概念による衛生管理方式を取り入れた新給食センターについては安全で安心な給食の提供がより一層求められています。

高等学校教育については、道立の北海道弟子屈高等学校が配置され、地元中学卒業生が入学する割合も高く地域に根ざした学校となっています。同校では、進路指導の充実をはじめ部活動や学校行事の取組などを通じ魅力ある学校づくりをおこなっており、これを町全体で支援してきています。平成18年、北海道教育委員会が「新しい高校教育に関する指針」を示したことに伴い、将来、同校が地域キャンパス校化や統廃合される懸念が生じ、関係機関、団体などと連携を図り存続活動を進めてきているところであり、今後も存続に向けた多角的な活動が求められています。

このような現状を踏まえながら、今後更に学校教育等の充実を図るべく、弟子屈町教育推進基本計画を策定し、総合的な見地に立って教育振興に努めることが求められています。

## 【町民の声】



- まちづくり町民会議 「学校教育のレベルを上げ、将来の選択の幅を広げる、子どもの流出を防ぐ」  
「高校生の健全な集い場所ない」「目的を明らかにした上で行う教育が大事」
- 町民アンケート 「学校にインターネットの環境を」「高校の存続を。若者が町内にいなくなる」  
「子どもを元気な優しい子どもにしてあげたい」「学校外教育が優れている」「教育格差の是正を」
- 団体アンケート 「地域の人材活用の取組を」
- 高校生アンケート 「学生があいさつをしっかりとできるのが宝」「町内の児童生徒が交流する機会があるのが宝」
- 中学生アンケート 「給食がおいしい」「小中高生の学力を伸ばしてほしい」
- 高校生ワークショップ 「生徒が農作物を収穫し、給食に使う」「スポーツ部活動で活躍しているのが宝」
- 地域懇談会 「児童が減って学校の規模が縮小している」

施策 4-1-1 義務教育環境の充実

施策の目的・方針

次代を担う子ども達に、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するため、「教育の計画的振興」と「信頼される学校づくり」及び「学校・家庭・地域の連携強化」を図ります。

施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
ふるさと学習の実施回数 (各小中学校の合計)	教育委員会 調べ	回	23		27	◎	
教育用コンピューター 整備台数(児童生徒用)	教育委員会 調べ	台	3.6人に 1台	3人に 1台	2.5人に 1台	◎	2.5人に 1台
学校図書の充足率	教育委員会 調べ	%	69.2	75	80	◎	80

施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 学校施設、備品・教材等の整備充実	①安全で快適な教育環境を安定的に提供できるよう、経年による学校施設設備の損耗、機能低下について、計画的に改修及び維持補修を進めます。	B	
	②学校施設耐震診断調査の結果を踏まえ、早急に耐震化を進めていきます。		
	③老朽化したOA機器を計画的に更新するとともに、校務で使用するシステムも計画的に整備します。		
	④学習指導要領に対応した教材・図書等の更新を図るとともに、社会情勢の変化により対応できなくなった一般教材等についても計画的な更新を図ります。		
2. ふるさと学習の推進	①郷土の歴史や文化・産業を学び、地域資源を再発見し、知識と郷土愛が身につけられるよう、ふるさと学習をさらに充実させるとともに、歴史文化基本構想の策定を検討します。	A	● プロジェクト 2
	②夏季の水泳授業や冬季のスキー・スケート授業について、町内外の施設を活用した体育授業として推進していきます。		

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
3. 保護者負担の軽減	①経済的理由によって就学が困難な家庭に対しては、保護者負担の軽減等を継続し、平等な学習機会の提供を推進します。また中耳炎や、う歯などの学校病に係る医療費の支援を継続します。	B	
	②①の支援に該当しない家庭についても、負担軽減を図るための措置を図ります。		
4. 特別支援教育の充実	①障がいの区分に応じた環境を整えるとともに、教材の充実や特別支援教育支援員の増員等を図り、特別支援教育の充実に努めます。	B	
5. 学校保健の充実	①児童生徒が健全な心身を維持できるよう学校保健業務の充実、あわせて傷病時の負担軽減を図るための保険加入についても継続を図ります。	B	
6. 教職員住宅の整備	①経費抑制や既存住宅の有効活用を図るため、現有施設の補修や解体整理を年次計画により進めるとともに、民間物件の活用についても検討していきます。	B	
	②へき地の教職員住宅については、学校運営や施設管理の面から学校敷地周辺での住宅確保が必要であるため、計画的な建て替えを進めます。		
7. 学校評価制度の推進	①信頼される開かれた学校づくりを推進するため、家庭や地域、関係機関との連携を深め、教育活動や学校運営について学校評価（自己評価、学校関係者評価）を実施し、その結果の公表や活用に努めます。	A	
8. 学校給食の充実	①安全な学校給食を提供するため、HACCPシステムの内容を取り入れ、徹底した衛生管理に努めます。	A	
	②地場産食材の利用を促進し、地産地消の推進を図ります。		
	③無添加の食材・調味料の利用を促進し、安全で美味しくバランスのとれた給食の提供を図ります。		
	④食育を推進するため、学年別・指導項目別に教材や資料を整備して指導内容の充実に努めます。		
9. 通学体制の確保	①遠距離通学の児童生徒の負担を軽減するため、スクールバスの運行体制を維持継続し、民間車両による委託運行も含め効率的な運行を図ります。	A	
	②自転車通学については、体力向上や通学条件などを考慮しながら指導を進めます。		
	③スクールバスについては適宜更新していき、安定的な運行を図ります。		
	④学校間における通学区域については、関係法令に基づく指定を原則としながらも、弾力的な調整区域の制度を継続し、社会状況の変化等に柔軟に対応していきます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町民は様々な機会を通じて児童生徒に対し郷土の歴史や文化を伝え、事業者や団体関係者は体験学習などに協力します。
- 家庭と地域は学校の教育活動を支援・協力し、学校及び教育委員会は教育活動についての点検・評価を行って公表・活用することで相互の信頼関係を築き、より効果的な教育活動を展開していきます。
- 「食」に対する正しい知識の啓発活動を通じ、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の食生活など生活習慣の確立に取り組みます。
- 児童生徒の通学体制については、スクールバスの運行体制、自転車通学、通学区域の弾力化などに柔軟に対応し、安全面における家庭や地域の協力により教育環境の効率性を高めます。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 学校施設の清掃活動や通学路の安全確保などの取組に、保護者や地域の人々は積極的に協力します。
- 児童生徒の保護者や、教職員の住む地域の住民は、学校行事や地域活動を通じ教職員との積極的な交流に努めます。

## 施策 4-1-2 高等教育支援等の充実

### 施策の目的・方針

魅力ある弟子屈高校づくりの推進のため、特色ある進路指導や部活動・学校行事への取組、各種教育活動への支援を一層強化し、地域における高等教育環境の維持に努めます。また、北海道教育大学釧路校や釧路公立大学等との連携も推進していきます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
弟子屈高校生徒の卒業後の進路内定率	弟子屈高校調べ	%	100	100	100	◎	100
弟子屈高校と各小中学校の連携事業数	教育委員会調べ	回	5	10	10	◎	15
弟子屈高校の存続	—	—	存続	存続	存続	◎	存続

## 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 高等学校への支援	①現在、弟子屈高校が積極的に進めている進路指導に係る就業・大学体験事業をはじめ、部活動の充実や学校行事の取組、英語教育支援など各種教育活動を通じた魅力ある学校づくりを一層支援します。	A	● プロジェクト 2
	②現状のまま弟子屈高校が存続できるよう、「弟子屈高校の教育を支える会」への支援をはじめ、各関係機関団体等とも一層の連携を図り存続活動を進め、町民が望む小・中学校・高校の教育環境を維持していきます。		
	③小・中学校・高校で一貫したふるさとキャリア教育を推進し、地域課題を解決するための資格取得の支援等に取り組みます。		
	④小・中学校・高校で一貫した文化・スポーツ・外国語教育を推進するとともに、連携を強化するため、花壇づくりなどにより交流を深めます。		
2. 奨学金制度	①地域社会の発展に必要な人材を育成することを目的とし、経済的理由により就学困難な学生生徒に対する奨学金制度として、条件付き給付型や無金利型の奨学金を検討します。	B	
3. 大学との連携	①北海道教育大学釧路校や釧路公立大学等と一層連携を図り、教育共同研究や芸術文化・スポーツ等の振興に努めます。	A	

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町民や行政・関係機関が一体となって弟子屈高校の存続に向けた活動を支援します。
- 企業等事業者は弟子屈高校生徒による就業体験を積極的に受け入れます。

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政は奨学金制度の周知に努め、町民・事業者などによる奨学金基金への支援の拡充を目指します。



### 施策 4-1-3 幼児教育の充実

#### 施策の目的・方針

就園を希望する全ての幼児が教育を受けられ、また、教育内容の充実が図られるよう、保護者負担や幼保一体の認定こども園の検討など支援・協力体制の維持強化に努めます。

#### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
幼児教育施設や機能の整備	町民満足度調査	点	46		48	◎	
幼稚園と保育園・学校との連携事業数	教育委員会調べ	回	10	15	11	○	20

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 幼児教育の充実	①持続可能な幼児教育の推進を図るため、認定こども園の検討を行います。	A	
	②保育料負担の軽減など就園奨励に係る支援を継続し、多くの子どもが幼児教育を受けられる機会の提供に努めます。		
	③小学校への就学が円滑に行えるよう、見学・交流会を実施するなど、幼稚園・保育園と小学校との連携を深めます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 行政は幼児教育に対する支援の充実に努め、幼児の保護者は可能な限り就園機会の利用を図ります。
- 幼稚園・保育園・小学校と行政の連携体制を強化し、弟子屈ならではの地域性を活かした教育活動を展開します。

## 施策 4-1-4 まなびの向上

### 施策の目的・方針

知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するため、実態把握を踏まえた組織的な取組、学習環境の整備、家庭・地域や幼稚園、保育園、小中高間の連携、教職員のスキルアップなどの充実を図ります。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
1日平均の家庭学習時間数 (1日1時間未満の小学校6年生の生徒数)	教育委員会調べ	%	70	50	49	◎	30
町教委主催による教員研修会実施回数	教育委員会調べ	回	3	5	5	◎	7

### 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. まなびの環境づくり	<p>①小・中学校において標準学力テストを実施し、児童生徒の学力状況についてよりの確な実態把握に努めるとともに、各学校の学力向上に向けた取組を推進します。</p> <p>②「道徳の時間」の授業公開を行うなど、「豊かな心」の育成に向けた取組を推進します。</p> <p>③「新体力テスト」などを実施し、児童生徒の体力状況の的確な実態把握に努めるとともに、各学校の体力づくりへの取組を推進します。</p> <p>④新学習指導要領により、小学校では外国語科が新設となり、また、中学校では外国語によるコミュニケーション能力の育成が重視されるため、ALTの増員等これに対応できる体制を検討します。</p> <p>⑤小・中学校・高校のスムーズな接続や、まなびの連続性の持続のため、花壇づくりなどにより交流を深めるとともに、一貫した文化・スポーツ・外国語教育や、ふるさとキャリア教育を推進します。</p> <p>⑥家庭学習習慣や基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん等）の定着に向け、各学校における家庭との連携強化を支援します。</p>	A	

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
2. 教職員のスキルアップ支援	<p>①町教委主催による研修会・研究会を実施し、より参加しやすい体制を整えるとともに、教員のニーズに応じた研修内容の充実を図ります。</p> <p>②「弟子屈町教育研究所」をはじめ、有志による研究団体「授業を語る会」などに対し、積極的な支援を継続します。</p> <p>③学校教育の今日的課題の解明を図り、教育の一層の充実・発展に資するため、研究指定校を定め、研究活動への支援の充実を図ります。</p>	A	

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町民は公開授業を積極的に参観します。
- 地域におけるラジオ体操などの取組により、児童生徒の体力向上に努めます。
- 小・中学校・高校とそれぞれの家庭、地域、行政の連携体制を強化し、地域の特色を活かした「まなび」の連続性を確立します。
- 学校は家庭と情報を共有し児童生徒の正しい生活習慣や家庭学習の確立に努め、行政は地域や関係機関との連携により児童生徒の日常的な状況把握に努めます。
- 教職員は授業方法や生徒指導などの教育力向上に努め、教育委員会はその取組を積極的に支援します。

## 【現状と課題】

本町では、町民がいきいきと豊かで文化的な生活を送ることができ、町民の多様な学習ニーズに応えられるよう、これまで公民館講座などによる成人教育や高齢者教育、ふれあいトーク（出前講座）、町民大学生生きがい講座などの学習プログラムを提供するとともに、青少年健全育成事業を実施してきました。

より多様化、高度化する学習ニーズに柔軟に応えるためには、生涯学習推進本部のふれあいトークや生涯学習講演会等の継続とともに、一層充実したプログラムの開発や、社会教育に関連する相談支援体制の充実、学習情報の収集、提供などが求められています。また、引き続き未来を担う青少年の健全育成活動に社会全体で取り組まなければなりません。

公民館は、生涯学習活動の拠点として、地域住民の教養の向上、健康増進など生きがいある暮らしづくりのための各種事業を展開する場となっています。

今後は、社会教育の中核施設として、より町民に親しみやすいものとするため、学習相談窓口や社交・談話室などの設置の工夫と町民の多様なニーズに応えうるような健康、スポーツ、レクリエーション活動などの情報提供に努める必要があります。また、生涯学習活動の拠点として、学習内容の充実とともに、町民の自主的、主体的な活動への支援が求められています。

図書館は、平成元年に開設され、蔵書数約64,000冊（平成28年3月末現在）で、人材育成やまちの情報発信の中核施設としての役割を果たしています。活動としては、読書相談や民間サークルとの連携により「絵本の読み聞かせ」を長期にわたって実施するとともに、町内巡回の「移動図書館」など子どもの読書活動を推進してきました。また、平成23年度には最新の図書館情報システムを導入し、インターネットによる図書の検索や貸し出し予約、他図書館との連携が可能となっています。

しかし、現在の施設は平成7年より旧NTT事務所を改修して使用しているもので図書館仕様ではないことから、読書スペース・書架・蔵書や資料保管場所などの館内スペースが手狭であり、書架の展示方法やレファレンス業務の充実と合わせて郷土資料の保存・展示場所など、今後における施設の移設や新設等について総合的な検討が必要です。

また、学校など町内の関係機関とも連携して、施設の有効利用の促進を検討していく必要があります。

## 【町民の声】

●まちづくり町民会議 「もっとアイデアを出して文化センターを活用してはどうか」 「文化サークルを通じて豊かな精神、文化を育てたい」 「弟子屈冒険隊の取組は面白い」

●町民アンケート 「サークルやスポーツ教室に参加しやすい町である」 「図書館の蔵書が少ない。総合情報センター的な施設に」 「いつでも誰でも利用できる施設を開放していただき、スポーツレクリエーションの充実を」

●高校生アンケート 「弟子屈は社会性が身に付くのが宝」

●中学生アンケート 「図書館の古本バザーなんかがあると嬉しい」

●高校生ワークショップ 「図書館で読み聞かせしているのが宝」 「図書館イベントに大人向けのものがない」

●地域懇談会 「文化的行事に無料や低価格で参加できる」

## 施策 4-2-1 社会教育活動の推進

### 施策の目的・方針

町民の学習ニーズに応え、効果的な学習機会を提供できる環境づくりを進めるため、推進体制や関連施設の充実を図ります。

また、未来を担う子ども達の健全な育成を図るため、青少年教育に取り組みます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
公民館講座受講者数	教育委員会調べ	人	248	270	449	◎	450
図書館の利用者数	教育委員会調べ	人	16,701	17,100	16,055	×	17,300
青少年健全育成活動への参加児童生徒数	教育委員会調べ	人	87	90	66	×	95
生涯学習機会の充実	町民満足度調査	点	47		50	◎	

### 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 推進支援体制の確立と人材育成	①多様化・高度化する学習ニーズに対応した学習機会の提供と学習プログラムの充実を図ります。	A	
	②町内外の各種団体・関係機関とのネットワークを強化し、リーダーの養成や学習指導者の発掘に努めます。		
	③学習情報など社会教育に関する情報提供の強化、総合的な学習相談体制の強化に努めます。		
2. 青少年育成活動の推進	①子どもは学校・家庭・地域が連携、一体化し、育てるという理念のもと、家庭学習や生活習慣、体力向上など家庭教育推進体制の充実に努めます。	A	
	②非日常生活体験や野外体験を中心とした体験・交流活動、各種社会活動への参加を促進し、青少年の健全育成はもとより、将来にわたり様々な活動に対応できるリーダーの育成を図ります。		
	③青少年の健全育成を図るため、学校教育支援組織である弟子屈町教育支援活動運営委員会などとの連携を強化し、活動の充実に努めます。		

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
3. 社会教育施設の活用と充実	<p>①公民館の生涯学習拠点施設としての機能拡充を検討し、各種講座の開催、学校など各種機関との連携講座、高齢者を対象とした「生きがい講座」など、より一層の内容の充実に努めます。</p> <p>②公民館活動での学習効果が継続発展できるよう、ロビー展など成果発表の場としての積極的活用の促進はもとより、自立したサークルづくりにも貢献できるように必要な支援を図ります。</p> <p>③図書館については、乳幼児から高齢者まで全ての年齢層に対応できる蔵書の整備、最新の社会情報に即応した資料の収集など、利用者ニーズを満たせる図書館づくりを推進します。</p> <p>④移動図書館や、学校図書館・他地域図書館との連携など、広大な地域性に配慮した図書館機能の充実に努めます。</p> <p>⑤各社会教育施設における老朽化への対応や維持管理体制について検討を進め、施設の充実と有効利用を図ります。</p>	A	

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町内外の関係機関や有識者と行政の連携を強化し、多様な学習プログラムを開発します。
- 行政は学習情報や人材などの情報収集・提供に努め、町民・各団体との連携による学習相談や推進体制の構築を目指します。
- 町民は、地域全体で子どもを育てるという意識を高め、関係団体が中心となって健全育成のための諸活動を実践し、行政は活動支援や情報提供に努めます。
- 町民は自分の持つ技能や才能を積極的に他者へ教え伝え、まちづくり活動や子ども達の体験活動などに生かします。
- 図書館や資料館における蔵書や資料の整備、調査研究などの諸活動について、町民や各関係団体との協力関係を強化して活用の充実に努めます。



## 【現状と課題】

本町では、個人や各種団体（サークル等）の芸術文化活動を支援し、その発表の場である「弟子屈町総合文化祭」は、町の芸術文化の振興・伝承に欠かすことのできない事業として毎年10月から11月にかけて開催されています。他にも公民館講座や公民館ロビー展事業、芸術鑑賞バス事業などが実施され、他町村に比べ文化活動は盛んといわれています。

しかし、総合文化祭実行委員会の中心的役割を担う「弟子屈町文化協会」（昭和25年設立）加盟団体における会員数の減少や高齢化が進み、若い指導者の人材育成が急務となっています。

本町には、先史時代の遺跡や古くから引き継がれている有形・無形文化財、天然記念物などが数多く残され、貴重な町の財産となっています。

屈斜路湖から釧路川流域にかけての湖岸・河岸段丘上には、国指定史跡「釧路川流域チャシ跡群」が分布しています。北海道や釧路地方の歴史を学ぶ上でもきわめて重要な遺跡であり、今後は関係自治体と共に保存・整備・活用方法についての検討が求められています。

屈斜路コタンアイヌ民俗資料館は、本町のアイヌ文化の歴史資料を展示し、アイヌの伝統・文化に関する知識の普及、啓発に努めていますが、近年は、観光客や修学旅行生の減少により年々利用者数を減らしている状況にあることから、利用者増につながる工夫と充実が必要となっています。

また、国指定の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」や町指定の無形文化財「鑑別・仁多獅子舞」などについては、先人から受け継がれた地域固有の文化・郷土芸能を後世に継承するために、後継者の育成などの取組が求められています。

本町のスポーツ活動は、弟子屈町体育協会や弟子屈町文化・スポーツ少年団及び各学校の部活動、総合型地域スポーツクラブを中心として活動が展開されています。

現在、少年団同士の交流や情報交換を主な目的として交流事業を実施し、各団体の組織の充実や指導者の育成に力を注いでいます。

また、誰でもスポーツに参加できる環境づくりとして、各種スポーツ教室の開催やスポーツ推進委員の派遣等、町民の健康増進や体力づくりに努めています。

特に川湯屋内温水プールは、幼児や小学生の水泳教室、成人や高齢者の水中健康教室などを通じて、町民の体力向上や健康維持・増進とともに、学校授業や水泳競技の指導など町民の心身の健康づくりと教育の場の提供やスポーツ振興に重要な役割を果たしています。このほかのスポーツ施設としては、修武館や青少年会館、野球場、テニス場、屋内ゲートボール場、スピードスケート場などが整備され、教育活動や町民が気軽にスポーツに親しむ機会として利用されています。しかし、老朽化が進む施設も少なくないため、今後における施設のあり方の検討が求められています。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「弟子屈には文化人が多い」 「弟子屈音頭に町全体で取り組み郷土芸能として育てたい」 「スポーツが盛んで全道全国で活躍している」 「野球場の老朽化が残念」
- 町民アンケート 「歴史遺産に素晴らしいものがたくさんある」 「文化センターのスポーツ施設が利用しづらい」 「スポーツ合宿の誘致を」
- 団体アンケート 「役場の担当部署だけでなく、各課においても自然や文化に対する理解を深めて欲しい」 「地域の人が部活動のコーチになるための環境整備を」
- 高校生アンケート 「ウインタースポーツの行事を増やして」
- 中学生アンケート 「資料館を良くしてもらいたい」 「スキー場をやってほしい」 「自然をアピールできるマラソン大会」
- 高校生ワークショップ 「高校第2グラウンドなど運動広場の休日開放を」
- ふるさと会アンケート 「アイヌ文化を活かしてもっとアピールする」
- 地域懇談会 「パークゴルフ場が整備されている」

## 施策 4-3-1 地域文化の振興

### 施策の目的・方針

多くの町民が文化活動に関心を持ち楽しむことができる環境づくりを目指し、団体・サークルへの支援体制や活動の成果を発表する場の充実を図ります。また、先人の歴史や地域特有の文化に対する理解を深めていくための取組を推進します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
総合文化祭の来場者及び参加者数(延数)	教育委員会調べ	人	2,127	2,300	1,986	×	2,500
芸術鑑賞機会（芸術鑑賞バスなど）の参加者数	教育委員会調べ	人	783		1,396	◎	
芸術や文化にふれられる機会の整備	町民満足度調査	点	44		45	◎	

### 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 文化活動の推進と人材育成	<p>①公民館講座を母体とした新たな文化活動サークルの立ち上げ、各種団体同士における人材のネットワーク化を促進し、町民文化活動のより一層の向上を図ります。</p> <p>②「総合文化祭」の開催や全道全国大会出場者に対する助成など、芸術文化活動の振興につながる支援を行います。</p> <p>③芸術鑑賞バス事業や町内での交響楽団等鑑賞会の開催など、町民の芸術鑑賞機会の充実に努めます。</p> <p>④文化協会をはじめ各種文化団体の育成・支援に努めるとともに、若い世代の指導者や会員の育成・確保を図るための支援を行います。</p> <p>⑤各個人・サークルの文化活動の成果を地域に還元する仕組みを創出し、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成に努めます。</p> <p>⑥乳幼児期から絵本などを通じて、読書への興味・関心を培うための読み聞かせ活動や児童生徒を対象とした朝読書活動、読書感想文コンクールの実施など、子どもの読書活動の推進を図ります。</p>	A	

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
2. 地域の歴史の保全と活用	<p>①地域の先住民であるアイヌ民族への理解が一層深められるよう、屈斜路コタンアイヌ民俗資料館については、アイヌ民族の歴史や文化を伝える資料、展示機能の充実を図り、一般来館者の利用はもとより、児童生徒の学習にも幅広く活用されるような内容の充実に努めます。</p> <p>②更科源蔵資料など貴重な財産である郷土資料の保存、活用に係る施設の整備と機能の拡充を図ります。</p> <p>③釧路川流域チャシ跡群をはじめとする指定文化財については、関係機関との連携により文化財保護活動の推進を図ります。</p> <p>④町の歴史や文化資料の収集・調査・研究の成果について、最新の記録媒体による新たな保存・活用方法を検討します。</p> <p>⑤国指定の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」や町指定の無形文化財「鑑別・仁多獅子舞」などの民俗・郷土芸能については、保存団体の育成支援や後継者の確保を図り、保存・伝承に努めます。</p>	A	

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 各種団体間の連携強化や人材ネットワーク化を促進します。
- 町民が主体的に芸術・文化に対し興味と関心を持ち、文化祭や芸術鑑賞などの文化行事に積極的に参加するなど、活動が活発化されることを目指します。
- 子どもの読書活動の推進については、読み聞かせグループなどの団体と図書館との連携事業を更に充実させていきます。
- アイヌ文化の振興については、町内外の団体や関係者との連携強化による展開を進めます。
- 町の歴史や文化資料の新たな活用方法については、多くの町民の記憶や知識・アイデアを取り込んで検討していきます。
- 民俗・郷土芸能の保存や伝承活動について地域全体で取り組む意識を高めます。

## 施策 4-3-2 スポーツ活動の推進

### 施策の目的・方針

心身の健康や生きがいづくりのため、誰もが気軽に参加できるスポーツ活動機会の拡充とスポーツ環境の充実を図るとともに、指導者の育成と組織の充実にも努め、スポーツの振興に取り組みます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
各種スポーツ教室の参加者数	教育委員会調べ	人	2,835	2,900	3,451	◎	3,500
指導員向け研修会、講習会の参加者数	教育委員会調べ	人	51	60	39	×	70
小中学校の全道・全国大会への出場者数	教育委員会調べ	人	105		62	×	

### 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 町民皆スポーツの推進	①個々の年代や体力に沿った健康づくりや、親子のふれあい、生きがいづくり等を目的に、スポーツ教室等様々なスポーツ活動の普及に努めます。	A	
	②スポーツ大会等のイベント開催や、スポーツ合宿の誘致を促進し、まちの活性化につなげます。		
	③広報紙などを利用したスポーツ情報の収集・提供を積極的に行うとともに、住民ニーズの把握に努めます。		
2. スポーツ団体の組織の充実	①各スポーツ団体への支援を充実させるとともに、団体交流事業を推進します。	A	
	②体育協会や文化・スポーツ少年団、学校の部活動との連携を深めスポーツ推進体制をより一層充実させるとともに、各種大会の参加に対し必要な支援を行います。		
	③総合型地域スポーツクラブとして発足した「摩周ふれあいスポーツクラブ」に対して、活動継続に必要な支援を行いクラブの体制強化を図ります。		

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
3. 指導者の育成	①各種スポーツ活動の指導者、ボランティアの育成・確保に努め、スポーツ推進委員や少年団指導員等の各種研修会や講習会への参加を促進して、適切な指導者の育成を図ります。	A	
4. スポーツ施設の活用	①既存の各種スポーツ施設については、その多くに著しい老朽化や利用ニーズの変化がみられるため、利用者の安全や楽しめる環境づくりを重視し、現状に適した施設の整備方針の検討を進めます。	B	
	②各学校との連携により学校開放事業を推進するなどスポーツ施設以外でも利用できる施設について、積極的に有効利用を図ります。		

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町民はスポーツ活動に積極的に取り組み、行政はスポーツの場の提供や普及活動の支援を行います。
- 町民・事業者・行政が一体となって、スポーツ大会等のイベント開催によるまちの活性化に努めます。
- 各スポーツ団体間の連携強化や人材ネットワーク化を促進します。
- 総合型地域スポーツクラブの体制強化による新たな地域振興の展開を目指します。
- 町内外のスポーツ団体の交流を活発に進め、指導者のレベルアップなど人材育成を図ります。

#### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政はスポーツに関する町民ニーズの把握に努め、町民は積極的に調査協力や提案を行います。
- スポーツ施設の管理運営について、町民との協力関係を強化します。

## 基本手段5 まちづくりに興味と関心を持ち、 行動する人を育てる仕組みを作ります

### 人 まちづくりの柱 5-1 人材育成・人づくり・人材の確保

#### 施策 5-1-1 地域の魅力を高める人材育成

##### 【現状と課題】

まちを活性化し、発展させていくためには、人材を育成することが不可欠です。人を育てなければ、まちは衰退します。

少子高齢化の進行、人口の減少、基幹産業である農業や観光の厳しい現状。本町を取り巻く状況は、たいへん厳しいものがあります。

弟子屈には、森林、水、湖、川、景観、温泉、文化などの恵まれた資源があります。

この厳しい状況を乗り越え、これらの恵まれた資源を宝として輝かしていくのは、人の力です。

町民みんなが、現時点をいかに乗り越えるかと同時に、次世代の人材を育成することを考える必要があります。

魅力ある地域づくりのために、これからは、様々な年代、様々な組織や産業におけるまち全体の人材育成の戦略と、計画的に人材を育て、その人材が活躍できる場の確保が求められています。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「元気な女性がたくさんいる」 「人づくりは地域づくりの基礎」 「町として人を育むビジョンが必要」 「元気で発信力のある人が必要」 「町の外に出た子どもがまた戻ってきて活躍してほしい」
- 町民アンケート 「子どもに町を理解させることで親世代にも広がる。子どもが大人になれば町に利益をもたらす」 「弟子屈町を誇りに思う若者を育て、起業するガッツを育てる」
- 団体アンケート 「人材教育を怠っていたのではないか」 「人材教育が最も求められている」
- 中学生アンケート 「不親切非常識な人がいるところが課題」
- ふるさと会アンケート 「中高生から将来の希望、考え方を聞き参考にする」 「おもてなしの心を持った温かい接遇ができる人材を」
- 地域懇談会 「町民が町の良さを理解していない」





## 施策 5-1-1 地域の魅力を高める人材育成

### 施策の目的・方針

町民全体が、「地域の発展は人づくりから」という共通認識を強く持ち、まちの未来を担う若い人材の育成に力を注ぐとともに、老若問わず地域の魅力を発信できる人材づくりを推進します。

また、これからのまちづくりには町民と行政が「魅力ある地域づくり」という目的を共有し、互いに協力して助けあう「協働」の理念が不可欠という認識に立ち、「協働」に対する町民の理解を深め、「協働」の視点を持った人材の育成に努めます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
人材育成の推進	町民満足度調査	点	38		41	◎	

## 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 地域づくりの担い手の育成	<p>①多くの人が「協働による地域づくり」への理解を深め、地域の課題の発見・解決に必要なノウハウを身につけるため、まちづくり講座等を行います。</p> <p>②地域活動やボランティア活動などを体験することにより、「協働による地域づくり」への興味や関心、親しみを高めてもらう取組を行います。</p> <p>③「協働による地域づくり」を進めるに当たり、先導的立場となる役場職員のコーディネート能力の養成を行います。</p> <p>④「協働による地域づくり」を円滑に進めていくために、ふるさとづくり人材育成事業などを活用して、参加者を牽引するリーダーとなる人材を育成します。</p>	A	● プロジェクト 2
2. 弟子屈ガイドの育成	<p>①「ふるさと講座」など、町民自らが地域を知るための事業を実施し、弟子屈のまちを紹介・案内できる人材を町民の中から育成して、地域の活性化につなげる試みを展開します。</p>	A	
3. てしかが愛を育む取組	<p>①児童生徒を中心に授業と連動してふるさと教育を強化し、幼少のころからまちのことを考える子どもを育てる取組をします。</p> <p>②各団体等と連動して、てしかが愛を育むイベントや認証制度に取り組みます。</p> <p>③町内の景勝地や特産品のPRを戦略的に行い、町外のでしかがファンが一人でも増えるような活動に取り組みます。</p>	A	

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 町民は「協働による地域づくり」に関心を持ち、行政はその環境づくりを進めます。
- 企業・団体・役場等は人材の育成に積極的に取り組みます。
- 町民は、「ふるさと講座」など、地域を知るための事業に積極的に参加します。
- できるだけ多くの町民が弟子屈を紹介できる知識・能力を身に付けます。
- 学校におけるふるさと教育と連動して、家庭生活や地域活動の中でも大人が子どもにまちのこと教える機会を増やします。



## まちづくりの柱 5-2 まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援

施策 5-2-1 人材を活かす

5-2-2 活発な地域間交流

### 【現状と課題】

町内、圏域・広域、国内・海外など、まちづくりを支えるネットワークは様々なレベルがあり、人材育成と密接に関連してきます。

観光と農業で栄えてきた本町は、様々な業種の人々が多彩な才能と能力をもって各分野で活躍し、近年は多方面から移住される方も増え、多種・多様な人材が町の中にあふれています。

町内レベルでは、自治会や各種団体、サークルのほかボランティア活動などは盛んですが、この反面、地域間や各団体間の交流は比較的希薄な状況にあります。

このため、これからのまちづくりや人材育成に向けても人のつながりは重要であり、ネットワークの形成に向けた取組が求められています。

周辺市町村とは、それぞれの地域の強みや特徴を活かした地域産業の連携、広域観光プロモーションなどによる活性化など、自治体及び民間での人的交流を進め、様々な交流活動を展開し、地域全体の活性化へ取り組んでいくことが求められています。

姉妹都市や海外等との交流は、教育文化面での交流、特産品、地場産品等の相互販売などの経済交流、国際社会や異文化への理解などに加え、外からみた弟子屈町を知ることにも重要なことであり、人材育成の観点からも、地域間の交流活動への支援が求められています。

また、新たな視点からまちを見つめるためには、町外からの交流希望者を受け入れる体制を整え、積極的に情報発信することが必要です。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議 「人と人とのコミュニケーションを多くする」 「山村留学生の受入を」
- 町民アンケート 「高齢者の知識や経験を活かした社会参加、ボランティアの促進」
- 団体アンケート 「世代、異業種間交流の取組を」 「元々住んでいた人と移住してきた人との連携」
- 中学生アンケート 「町民同士の交流を多くする」
- 高校生ワークショップ 「出会いが少ない」
- ふるさと会アンケート 「若い人にまちづくりのグループを立ち上げさせて意見提案と実践を」  
「近隣の自治体を巻き込んだ新計画も考えるべき」
- 地域懇談会 「移住された方など人材は豊富」 「完全移住者のみでなく既設移住も呼び込む施策を」



## 施策 5-2-1 人材を活かす

### 施策の目的・方針

人材育成に関する様々な取組の成果や、多種多様な才能を持つ人材の活用が十分まちづくりに活かされるよう、仕組みを工夫して、参加の機会や交流の場を拡充します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
町民同士や団体同士の連携や協力	町民満足度調査	点	42		44	◎	
地域づくり活動支援事業補助金交付件数	まちづくり政策課調べ	件	3	5	3	△	5
人財バンクのマッチング件数	まちづくり政策課調べ	件	-	-	-	-	10

## 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 人材が活躍できる 仕組みづくり	<p>①人材に関する様々な情報を一本化して、町民等の相談に対応できる窓口の設置を検討します（行政若しくは中間支援組織による窓口）。</p> <p>②特殊な技術や専門ノウハウを持つ人材・団体・企業などの情報をデータベース化し、町民や地域のニーズに応じて紹介する人財バンクの運用を進めます。</p> <p>③地域づくり活動支援補助金制度を町民公募型とするなど、多様な人材が自主的に活躍できる機会の創出を図ります。</p> <p>④移住事業や地域おこし協力隊事業の推進に向けて、NPO法人等の設立を検討します。</p>	A	● プロジェクト 2
2. 人・団体・地域の ネットワーク形成	<p>①地域や活動分野などを超えてネットワークの輪を広げるため、地域づくりを行う団体の交流や、全国規模の団体登録システムへの参加などを促進します。</p> <p>②ネットワーク化により都市部などの人材からも地域づくりへの協力を募集し、地域間交流や弟子屈への定住につなげる仕組みを構築します。</p> <p>③町民同士、町民と行政、地域間、団体間など様々な立場の人が地域づくり等について話し合ったりする交流の場をつくるため、自治会など既存の組織を活用したり、新たに協議会を立ち上げるなどの取組を検討します。</p>	A	● プロジェクト 2

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 行政は、自主的にまちづくり活動を行う人・団体の活動支援や情報提供を行います。
- 行政は、町民や団体の協力を得ながら団体情報や人材情報のデータベース化に取り組みます。
- 町民・事業者・団体・行政が連携し、人財バンクの活用を図ります。
- 行政は、地域や活動分野を超えてまちづくりに関するネットワークの輪を広げる取組を支援します。
- 行政は町外からも地域づくりに関する人材を募り、町民や団体等は人脈等の情報提供などに協力します。
- 町内のあらゆる立場の人が地域づくりについて話し合ったりする交流活動が活発化することを目指します。



## 施策 5-2-2 活発な地域間交流

### 施策の目的・方針

地域経済の活性化と、国際化時代・交流化時代に対応できる人材の育成を図るため、様々な地域・分野における交流活動を推進します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
観光等で弟子屈を訪れる外国人の延べ宿泊者数	観光商工課調べ	人	8,384		15,834	◎	
姉妹都市交流や多様な交流機会の充実	町民満足度調査	点	48		48	△	
人口の社会増減数 過去5年間平均 (転入者数－転出者数)	住民基本台帳調べ	人	△78		△50	◎	

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 国際交流活動の推進	①観光を中心とした経済交流、文化交流を通じてグローバル化時代に対応できる人材の育成を図るとともに、町内を訪れる外国人や在住外国人の受け入れ体制の充実に努めます。	A	
2. 姉妹都市等地域間交流の推進	①姉妹都市である鹿児島県日置市との交流については、児童生徒の人的交流を継続して推進していくとともに、観光・農業といった経済交流による相互の発展を図ります。また、町の歴史上において縁のある岩手県久慈市、三重県松阪市についても交流を図っていきます。	A	
	②周辺市町村と連携して首都圏をターゲットとした教育旅行・ヘルスツーリズムなどのプロモーションを行います。		
	③首都圏の本町出身者を中心とした弟子屈ふる里会や札幌弟子屈会との交流を継続するほか、同窓会・地元民登録支援システムを整備します。		
3. 交流人口の拡大と定住の推進	①人口減少対策としての移住促進に向けて、UIターン協議会の設立などに取り組みます。	A	● プロジェクト 3
	②地域の担い手として活躍できる世代の定住化に向けて、若年層への住宅対策などに取り組みます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働
<p>○観光関連の事業者・団体が中心となり、外国人旅行者に対応できるガイドの育成や受入体制の整備を行います。</p> <p>○姉妹都市や首都圏などとの経済交流（農業・観光）を推進するために、農業や観光分野の事業所・団体と行政の連携を強化します。</p> <p>○移住・定住を促進するための取組について、町民や団体・事業所と行政の協働体制を一層強化します。</p>



## 基本手段6 誰でもまちづくりに参加することができる場や体制を作ります

### 公 まちづくりの柱 6-1 ともに汗をかき進めるまちづくり

施策 6-1-1 地域振興と役割分担

6-1-2 町民が平等に参加する社会づくり

#### 【現状と課題】

町政運営は、役場だけが行なうものではなく、町民あつての町政運営です。このため、参画と協働による町民主役のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの興味・関心を持ってもらうための情報提供、だれでも気軽にまちづくりに参加、交流できる場、体制の構築、町政に対する意見を広く聞くための仕組みづくりなどが求められています。

また、町民の多様なニーズに応えるとともに、地域に身近な課題の解決にあたっては、町民や関係団体、事業者、自治会などと連携を図り、行政との役割分担のもと地域が中心となって進められるよう、地域における自治の確立が必要です。

町民の基礎的な組織である自治会は、現在36の自治会とその連合体である自治会連合会があり、各地域とも集会施設を拠点に清掃活動など様々な地域活動を自主的に展開しています。

しかし、近年の過疎化や核家族化、少子高齢化、若年層の流出などの社会環境の変化、生活様式の多様化などの要因から地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつあり、自治会への加入も減少しています。

今後の地域における自治の確立に向けて、自治会等のまちづくり団体への活動支援が求められています。

さらに、町民の平等な社会参加に向けて、あらゆる差別がなく、人権が尊重され、社会のあらゆる分野で男女がともに手を携えながら、社会的弱者も含めて積極的に社会活動に参加できる体制づくりが求められています。

## 【町民の声】

●まちづくり町民会議 「地域で連携しようとする意識ができています」 「会議ばかりやっているのでは」 「自治会が全町的なつながりにならないか」 「地域住民と結びつく町の行事とその継続性の工夫」 「町民がもっとどうすればいいか考える。豊かになるように考え実行する。人に頼らない」 「バリアフリーのまちづくり」

●町民アンケート 「町民が一人一人自覚を持って行政に頼りすぎず互いに協力」 「えこまちの活動が良い」 「各種委員会や団体のメンバーが特定の人ばかりである」 「町民が参加できるような団体を作るとおもしろい」 「自治会や老人クラブの加入率を上げる努力をしてほしい」 「もっと一体化した行事、気軽に参加できるイベントを」

●団体アンケート 「各業界のトップが集まって町のあるべき姿を議論すべき」 「多くの町民が参加できるシステムの構築」 「観光と福祉を分けて考えずにユニバーサルデザインの観光地づくりを」

●高校生アンケート 「町民が積極的に活動しているところが宝」 「障がいのある人にもやさしい観光地に」

●中学生アンケート 「色々な同好会を開いてほしい」

●高校生ワークショップ 「活気が出る行事を」 「お年寄りに対する配慮が少ない」 「点字ブロックの設置を」

●ふるさと会アンケート 「他所では真似のできない良さを出す」



●地域懇談会 「役場にまかせっぱなしになる面が多いような気がする」 「人が集まる場所がない」

## 施策 6-1-1 地域振興と役割分担

### 施策の目的・方針

町民、行政、そして地域の様々な主体が、それぞれの役割と責任を持って協働し、まちづくりにおける多種多様な課題を解決する仕組みの実現を目指します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
自治会加入率	環境生活課調べ	%	74.7	80	70.6	×	85
町民主体のまちづくり活動への支援	町民満足度調査	点	44		45	◎	

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 町民が参加しやすい 仕組みづくりと役割 分担	①町民と行政機関、各まちづくり団体、企業等がそれぞれの役割を意識して自助、共助、公助の整理とまちづくりを担う仕組みづくりに取り組みます。	A	
	②広報公聴と連動して多くの町民がまちづくりに参加している実感が湧く機会を作り、情報提供を行います。		
	③まちづくり団体等が気軽に相談できる体制づくりを行います。		
2. 地域活動の活性化	①地域が一体となるような雰囲気づくりに努めるとともに、各地域のことはその地域の住民が中心になって解決していく意識と体制づくりに取り組みます。	A	● プロジェクト 2
	②地域住民が中心となってまちづくりに取り組めるよう、行政が自治会やまちづくり団体の課題を整理するなど、南弟子屈をはじめ、各地域で地域活性化の取組支援を行います。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 新たな公共の確立を目指し、町民・事業者・団体・行政などそれぞれの役割分担（自助共助公助）を決めていくための指針をつくります。
- 町民は、地域の現状や課題について関心を持ち、自治会やまちづくり団体などを活用し、地域の課題解決を図る意識を高めます。
- 行政は、主体的にまちづくり活動を行う自治会や団体との協働や活動支援について一層の強化を図ります。





## 施策 6-1-2 町民が平等に参加する社会づくり

### 施策の目的・方針

まちづくりにおける基本的な条件整備として様々な人権問題の解決と社会参加に取り組み、町民一人ひとりが平等な立場で尊重し合う地域社会の形成を目指します。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
審議会などへの女性 登用率	まちづくり政策 課調べ	%	21.3	25	23.1	○	25
人権相談窓口の開設 回数	環境生活課調べ	回	4	4	4	◎	4
バリアフリー化の推 進	町民満足度調査	点	43		43	△	

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 男女共同参画の意識啓発と条件整備	①男女共同参画計画を策定するなど、性別による差別が起きない社会の意識改革に地域が一体となって取り組みます。	A	
	②女性が社会進出できる体制の整備を行います。		
	③行政の審議会などで女性の活躍の場を作ります。		
2. 人権の意識啓発	①誰もが社会活動できる意識改革に取り組みます。	A	
	②人種や境遇による差別を受けた場合の相談窓口を開設します。		
3. 社会的弱者が参加できる環境整備	①ユニバーサルデザインを考えた街並みやイベントの手法を考えます。	A	
	②必要に応じ弱者の社会参加の啓発活動に取り組みます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

- 関係団体等と行政の連携を強化し、男女共同参画についての様々な活動を行います。
- 町民は日頃より人権尊重の意識を高め、人権尊重に関する啓発運動や各種活動にも積極的に参加します。
- 行政の取組における男女の均等な機会や待遇の確保、人権に関する相談体制の確保について、町民の協力や参画を得ながら強化を図ります。
- 社会福祉法人と行政との連携強化やNPO団体等の活動の推進により、社会的弱者とされる人々が差別なく社会参加できる環境整備に取り組みます。

## 【現状と課題】

町民が、まちづくりや行政運営に責任をもって参加するためには、様々な局面で判断できるだけの情報の共有が、行政機関と町民の間でなされている必要があります。現状では、広報紙やホームページにより各種行政情報を発信していますが、受け手側の反応や評価については、不明な部分があります。町民が望んでいることと行政機関が実施しようとしていることが一致しているか公聴と広報の連携強化を図り、常に検証を行うことが必要です。

このため、町民が必要としている情報を把握するとともに、広報紙や即時性の高い広報手法としてのホームページ、その他の媒体の充実が求められています。併せてまちの特色ある情報を町民だけでなく、町外にも発信していく取組を行政と民間が一緒になって進めなければなりません。また、平成22年度事業で町内に超高速情報通信網を設置しましたが、町民が情報を気軽に取得することのできる基盤整備や難視聴対策も引き続き整備する必要があります。

情報を共有してはじめて行政への多様な参加が実現できますが、更に行政運営を的確に実行していくためには、参加しやすい行政のシステムづくりや常に行政の方向性が正しいかどうか検証し、その検証を活かしていく仕組みを構築していかなければなりません。また、効率的な行政運営を進めるための他の行政機関との連携のほか、行政を担う職員の資質の更なる向上などが求められています。

また、行政運営の基盤となる町の財政や公有財産の管理を適正に保たなければ次世代につけを回し、特色的なまちづくりができないこととなります。財政状況を長期的視点で管理し、歳入と歳出のバランスを把握して無理のない範囲で身の丈にあった視点で行わなければなりません。

## 【町民の声】

- まちづくり町民会議** 「情報発信力が乏しい」 「町を町民がもっと外に向けてPRする」 「アンケートを取り公開するシステム」 「役場の計画は作って終わりというのが多い。達成度チェックを」 「施設の維持状態が悪い」 「町バスをもっと多く利用したい」
- 町民アンケート** 「紙ベースよりも口コミのPR」 「フリースポットなどの無線LANを整備してほしい」 「もっと町民の声を聞いてから施設整備をするべきだ」 「町民の声をたくさん募集すると良い」 「役場職員の親切な対応が魅力」 「町議会議員の資質を向上させてほしい」 「行政が何でもやりっぱなしで点検をしていない」 「未だに町職員で態度の悪い人がいる」 「町議、職員が自分の立場を考えて仕事を頑張してほしい」 「やるべきことの緊急度を十分検討して進めること」 「現在ある施設を有効に使って活気あるまちづくり」 「公共施設が点在していて利用しづらい」 「公共工事を増やして欲しい。子どもも産めない」 「営林署跡地の有効活用を」 「財政の健全化と分かり易い説明を」 「町税の滞納対策の徹底を」
- 団体アンケート** 「団体の活動をもっと行政に広めてもらいたい」 「行政のボランティア休暇を考えてほしい」 「計画が策定された後の検証が必要」 「全ての施策をやるとすれば莫大なお金や人材が必要なので重点を絞って行うことを望む」
- 高校生アンケート** 「インターネットを使える施設が必要」 「住民が地域での取組をよく知らないことが課題」
- 中学生アンケート** 「弟子屈町をいろんな人に知ってもらいたい」 「弟子屈のために頑張れ」 「町の借金を地道に返してほしい」
- 高校生ワークショップ** 「ラジオ・ワンセグの電波状況が悪いのが課題」 「マスコットキャラクターを」 「お金を大事に」
- ふるさと会アンケート** 「自然環境があることに慣れすぎて地域での工夫や発信することを怠っているのでは」 「弟子屈のホームページは貧弱。もっと写真を使って視覚的にアピールを」 「コミュニケーションの力を役場職員から力強く発信しよう」
- 地域懇談会** 「広報は隅々まで読めない」 「情報収集力が足りない」 「各種会議の協議結果をわかりやすく情報提供すべき」 「役場職員が減っている中、よく頑張っている」 「役場職員の横の連携がとれていない」 「税、保険料の不公平感がある」



## 施策 6-2-1 情報共有の充実

### 施策の目的・方針

町民がまちづくりに参加しやすくするためには、まず行政と町民による情報の共有が重要であるという考えに基づき、町の仕事などまちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、分かりやすく町民に提供するとともに、町外に対しても積極的にまちの良さをPRします。また、町民が情報を取得しやすくするための様々な地域情報基盤について更なる充実を図ります。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
広報や町ホームページ、公聴の充実	町民満足度調査	点	50		52	◎	
メールマガジン登録者数	まちづくり政策課調べ	人	-	-	242	-	500
弟子屈町公式ウェブサイトのページビュー数	総務課調べ	ページビュー	289,617		522,915	◎	

## 施策メニュー

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
1. 広報活動の充実	①まちづくり情報の中心として広報紙とホームページの更なる充実や、SNSの活用を図ります。	B	★ プロジェクト 1
	②行財政の情報を的確にわかりやすく伝えるための工夫を検討します。		
	③トータル的なまちの良さを町外にもPRするための取組を行います。		
2. 町民が参加する町政運営	①町民が意見を言いやすい様々な機会を使った公聴活動と意見を丁寧に扱う行政運営に取り組みます。	B	
	②町民の考えをまちづくりに反映するため、マーケティング調査を定期的実施します。		
	③同じような人に偏らないような審議会等の委員の選出を検討します。		
3. 地域情報基盤の充実	①ラジオやテレビの難視聴対策に取り組みます。	A	
	②景観を考慮しながら携帯電話の不安定受信地域の解消に取り組みます。		
	③整備した情報基盤の十分な活用が図られるよう、啓蒙活動や普及活動に取り組みます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

<b>A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働</b>
<p>○町民は整備された情報基盤を有効に活用することで生活の充実を図り、事業所・団体や行政などは地域の活性化につながる利活用を積極的に行います。</p>
<b>B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働</b>
<p>○行政は広報紙やホームページ等によるまちの情報発信を一層充実させ、町民は情報提供などに協力します。</p> <p>○広報紙は引き続き地域（自治会等）の協力を得て配布を行う協働を進めます。</p> <p>○町民は、アンケートやパブリックコメント、町政懇談会などを利用し、積極的に町政運営に参画します。</p>

## 施策 6-2-2 的確で効率的な行政運営

### 施策の目的・方針

多様化する行政ニーズ、地方分権の推進、情報化の進展など新たな時代の変化に対応するため、サービスの向上と事務の効率化を重視した行政運営を推進します。また、まちづくりを推進する人材である職員の能力向上を図り、行政課題に的確に対応できる組織体制とシステムづくりを進めます。

### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
行政サービスの向上と迅速化	町民満足度調査	点	44		45	◎	
職員研修の実施回数	総務課調べ	回	9	10	5	×	12

### 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 利用しやすい窓口づくり	①町民の目線で利用しやすいと感じる窓口づくりを行います。	B	
	②各種手続きの簡素化や効率化に取り組みます。		
	③役場に入りやすい雰囲気作りを行います。		
2. 地方分権への対応と広域行政の推進	①町民の利益になることや行財政の効率化が図られる観点から北海道からの権限移譲事務の受託に取り組みます。	B	
	②地方分権社会構築のため、地方の裁量の自由度が増す取組について、適切に対応します。		
	③効率性、町民の利便性の観点から必要な事務事業は、近隣の市町村と連携を図り、共同化を進めます。		
	④財源や事業実施の面で国や北海道と連携します。		
3. 電子自治体の推進	①システムの老朽化や制度改正など時代の変化に対応した総合行政情報システムの構築を行います。	B	
	②現在導入されていないシステムについて、費用対効果の面から導入を検討します。		
	③町民の利便性や安全・安心が図られるシステムの導入について検討します。		

	施策の主な内容	協働方針	重点 プロジェクト
4. 能動的かつ適正な組織運営	①行政需要や財政規模に対応できる適正な職員数と組織を検討し、併せて迅速な意思決定のために職員間や部署間の連携を図ります。	B	
5. 公文書の適正な管理と情報公開	①公文書の適正な管理を行い、必要な時にすぐに検索できる体制を整えます。	B	
	②歴史的文書の管理と活用について公文書法に基づき検討します。		
	③透明性の高い行政を維持するため、情報公開に努めます。		
6. 職員育成と能力向上	①まちづくりに活躍する職員の人材育成事業として、経験年数や課題等に合わせた計画的な研修と、効果的な異動、配置を行います。	B	● プロジェクト 2
	②職員のやる気を向上させ、意識改革を図るために人事評価制度を導入します。		
7. 団体自治と住民自治	①行政機関は、町を代表し、住民の福祉の向上に努める活動を行います。	B	
8. PDCAサイクルの確立	①総合計画の進行管理を継続的に行い、実行、評価、改善のサイクルを確立して計画的で的確な行財政運営を行います。	A	
	②総合戦略の実行点検を所管組織によって継続的に行ない、施策の効果を客観的に検証しながら進捗を管理します。		

### 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

#### A・・・町民と行政がこれまで以上に協力しながら進める協働

○総合計画の点検・評価や改善（PDCAサイクル）は町民の参画により行い、町民が今まで以上にまちづくりに関心を持ち、実行することを目指します。

#### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

○役場は町民からの意見や提言を受け、常に行政機能を改善させていく意識を持ち、町民は役場が進める行政改革や行政活動に関心を持ちます。

○議会と行政は議会に関する情報を積極的に発信し、町民は積極的に議会を傍聴するなど町政に関心を持ちます。





○町民は行政に対し、個人の利益だけではなく、多くの町民の福祉向上に資するための提言を行います。

### 施策 6-2-3 健全な財政運営と財産管理

#### 施策の目的・方針

長期的に持続可能な自治体経営を確立するため、的確な財政見通しによる効率的な財源の活用と施設の有効活用に取り組み、財政の健全化を図ります。

#### 施策の成果指標

成果指標	説明	単位	策定時 (H22)	中間目標	中間値 (H27)	中間 評価	目標 (H33)
町税収納率	現年徴収実績	%	93.1	96	95.7	○	98
一般会計単年度決算 (実質赤字比率)	まちづくり政 策課調べ	黒字 赤字	黒字	黒字	黒字	◎	黒字
連結(一般会計+特別 会計)単年度決算 (連結実質赤字比率)	まちづくり政 策課調べ	黒字 赤字	黒字	黒字	黒字	◎	黒字
実質公債比率	まちづくり政 策課調べ	%	16.7		13.4	◎	
将来負担比率	まちづくり政 策課調べ	%	129.4		126.9	◎	

## 施策メニュー

施策の主な内容		協働方針	重点 プロジェクト
1. 財政計画の策定	①総合計画及びPDCAサイクルと連動して、身の丈に合った財政運営を行うため、中長期的視点の財政計画を毎年策定し、公表します。	B	
2. 公有財産の有効活用	①行政運営において必要な財産と行政以外で有効活用すべき財産に分け、公有財産の有効活用と売却可能資産の売却処分に努めます。	B	
3. 適正な公共施設の配置と管理	①公共施設等総合管理計画に基づき、統合や廃止、転用及び有効活用に努めるとともに、適正な管理を行って、施設の長寿命化を実施します。	B	
4. 自主財源の検討	①各種使用料や手数料など適正な負担の検討を行います。	B	
	②町外の人を対象にしたふるさと納税の充実や協力金などの創設に取り組みます。		
5. 徴収体制の強化と納めやすい環境づくり	①税負担の公平、公正を期するため、広域組織との連携や、行政サービスの制限の実施など一層の滞納整理に努めます。	B	
	②税に対する理解と協力を得るため、児童生徒を対象とした啓蒙活動を実施します。		
	③納税者の利便性向上に向けて、納めやすい環境作りとして、クレジットカード収納やコンビニ収納といった新たな納付方式の導入に取り組みます。		
	④公平・公正な課税客体の把握に万全を期し、税務行政の信頼維持に努めます。		

## 主な協働方針の取組（特に進めていく協働）

### B・・・町民の協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働

- 行政は町財政についてわかりやすい情報提供に努め、町民は町の財政計画や財政情報に関心を持ちます。
- 自治会等地域と進めている公共施設や公園の指定管理者制度などの協働事業を拡充します。
- 公共施設の統合・廃止・転用については、行政は町民の意見等を十分に聞きながら検討を進め、町民は公益性を理解・重視し、提言や対応をします。
- 児童生徒に対する租税教育について、学校や関係機関との連携を強化して推進します。

## 実行計画用語解説

### 【あ】

#### アクティビティ

観光地における屋内外でのレジャーやスポーツなど。

#### アンテナショップ

企業や自治体などが自社（当該地域）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗。

#### う歯

虫歯のこと。

#### エコツーリズム

自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、その持続可能性を考慮する旅行、リクリエーション。

### 【か】

#### 学校版環境ISO（アイ・エス・オー）

ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）に基づき、各学校が定めた環境についての宣言項目に沿って、児童生徒・職員・地域が一体となって取り組み、その実績を評価し、不十分なところを見直しながら、継続的に環境を改善させていくためのプログラム。

#### 学校病

学校保健安全法施行令第8条に定められた感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病。

#### かん養

地表の水（降水や河川の水など）が地中に浸透し、地下水となること。

#### 救急医療

##### 初期（一次）救急医療

入院治療の必要がなく、外来で対応しうる帰宅可能な軽傷患者に対応する救急医療。休日夜間急患センターなど。

##### 二次救急医療

入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。中規模救急病院、小児救急医療拠点病院など。

##### 三次救急医療

二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関。救急救命センター、高度救命救急センターなど。

#### グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の旅行、リクリエーション。

## ゲートキーパー

地域や職場、教育等の分野において、自殺のサインに気付き、見守りを行い、専門相談機関による相談へつなぐ役割が期待される人材。

## 景観緑肥

栽培している植物を、収穫せずそのまま畑にすきこみ、植物と土を一緒にして耕し、後から栽培する作物の肥料するものを緑肥といい、ひまわりやコスモス、シロカラシなど景観に配慮した緑肥のこと。

## 交通モード

交通手段のこと。

## コントラクター

農作業の一部を代行して料金収入を得る組織。

## 【さ】

### 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなどの自然エネルギー。

### 自然の番人宣言

自然が壊されることを防ぐため、釧路管内の市町村が一丸となっておみのポイ捨てや不法投棄などの悪質な行為への対処や次代を担う子ども達への環境教育の充実に取り組む運動を「自然の番人」運動といい、市町村や学校、事業所などの団体がこの運動に取り組むことを公に宣言すること。釧路管内では、平成18年3月に8市町村が運動実施の調印を行い、現在は根室・オホーツク管内でも運動が行われている。

### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

### 実質公債比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、25%以上で独自事業の起債が制限され、財政健全化団体に、35%以上で国と共同の公共事業向けの起債が制限され、財政再生団体に指定される。

### 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、地方税や地方交付税など自由に使えるお金の大きさを表している。

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標。



## 「森林と共生するまち」宣言

弟子屈町の美しく豊かな森林を未来に引き継ぐことを目的として、平成20年3月に町が宣言した。

## セーフティネット

安全や安心の提供のこと。

## ゾーニング

用途地域の指定など地域地区によって、土地の利用を面的に規制していくこと。

## 【た】

### チャシ

主に近世にアイヌが築造したある種の施設。アイヌ文化の中でも重要な位置を占めていると考えられているが、アイヌ族による文献史料が存在しない為、詳しいことは殆ど判っていない。

### チャレンジショップ事業

空き店舗を店舗開業希望者に、期間限定で格安で賃貸するまたは賃貸料を助成する、空き店舗対策と創業支援を組み合わせた事業。

### デマンド交通

利用者の要請によって運行される輸送手段。タクシーなどと比較すると乗合性のため自由度は低いが低料金。小型バスやタクシー車両が一般的。事前の登録や利用時の予約が必要。

### 特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により指定された、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある海外起源の外来動植物。

### 都市計画マスタープラン

都市計画法の規定により、市町村が策定する都市計画に関する基本的な方針のこと。

## 【は】

### バイオマス

家畜ふん尿など生物由来の再生可能な有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。

### バイオマスプラント

各種バイオマスエネルギーを生成する工場。

### 畑作パートバンク

畑作農家の依頼により畑作作業の従事者を派遣する組織。

### フォレスター

地域森林の管理や経営など林業経営の専門家で、市町村の森林整備計画の策定や行政事務の支援、森林所有者などに対する指導、助言などを行う人材。

## ページビュー数

ウェブサイト（ホームページなど）内の各ページの閲覧回数の総計。

## ポータルサイト

各ウェブサイトにアクセスするための入口となる様々な情報を有するサイト。

## 北海道地域防災マスター

防災に対する心構えなどを多くの方に知ってもらうため、ボランティアにより地域の防災活動に取り組む北海道が認定した人材。

## 【ら】

### 酪農ヘルパー

酪農家に代わって牛の世話をする仕事。

### レスパイト事業

乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代行し、リフレッシュを図ってもらう家族支援事業。

### レセプト

医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書。

### レファレンス業務

レファレンスは参考・参照の意味。図書館でのレファレンス業務は、利用者が必要とする情報や資料を図書館職員が検索・提供・回答などして支援するもの。

### 連結実質赤字比率

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

## 【1】

### 6次産業

農業や水産業などの第1次産業が、農畜産物や水産物の生産だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、生産者自身が得ることによって第1次産業を活性化させようとする事。

## 【A】

### **A L T [Assistant Language Teacher]** (エー・エル・ティー)

外国語指導助手。学校における外国語授業の補助を行う助手。

### **H A C C P [Hazard Analysis and Critical Control Point]** (ハサップまたはハセップ)

1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の方式で、食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する管理手法。

従来の製造する環境を清潔にし、きれいにすれば安全な食品が製造できるであろうとの考えに加え、原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止（予防、消滅、許容レベルまでの減少）するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決するので、不良製品の出荷を未然に防ぐことができる。

### **P D C A (ピー・ディー・シー・エー) サイクル**

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。

1. Plan (計画) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
2. Do (実施・実行) : 計画に沿って業務を行う。
3. Check (点検・評価) : 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. Action (改善・見直し) : 実施が計画に沿っていない部分を調べて必要に応じて改善する。

この4段階を順次行って1周したら、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、継続的に業務改善する。

### **T M R [Total Mixed Ration]** (ティー・エム・アール) センター

主に家畜に与える粗飼料と濃厚飼料を適切な割合に混合し、必要な養分を十分供給できるような飼料を調整し、地域の酪農家に供給する施設。